

議会だより



節分 ～みなと保育所～ (H29.2.3)

— 内 容 —

- ◇平成28年第4回積丹町議会定例会
一般質問
- ゴミ処理対策について
- 水産種苗生産センターの現況と
今後の方向性について …… 2～7
- 美国漁港海岸環境整備事業施設について …… 8～11
- 美国商店街の町並みについて
- 除雪サービスについて …… 11～15
- 公共施設等の維持・管理について
- 小型風力発電施設設置に係る …… 16～23
町有地貸付について

- 教育現場について …… 23～27
- 防犯カメラの設置について …… 27～29
- 認知症施策について …… 29～36
- ◇決算審査特別委員会の審査状況について …… 37
- ◇議会の主なる動き …… 37
- ◇議会一口メモ …… 37
- ◇積丹町議会・委員会出席状況 …… 38
- ◇編集後記 …… 38

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

平成28年第4回積丹町議会定例会

平成28年第4回積丹町議会定例会が12月13日に招集され、報告2件、諮問1件、議案13件、陳情意見案7件、陳情3件が審議され、同月21日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎ゴミ処理対策について

◎水産種苗生産センターの現況と

今後の方向性について

岩本 幹兒 議員



最初に、ゴミ処理対策について、国道沿いに見受けられる車からのポイ捨てゴミ、車をとめてのたばこの吸い殻、夏のキャンプ客が帰った後の砂浜のゴミ、美国川上流

部の草原、ササやぶ等に見受けられるテレビ、冷蔵庫などの大型粗大ゴミ等々、ゴミ処理の有料化が進むにつれ、マナーの悪さも加わり、町内ばかりでなく町外からも不法投棄ゴミが目につくようになってきています。とりわけ不法投棄粗大ゴミがそのまま放置されているのが増えていっているように思われ、処理に係る予算も限られている中で苦慮していることだろうと思いますが、いつまでもそのまま放置

というわけにはいかないと思います。町もゴミ持ち帰り運動等、いろいろな対策に取り組んでいることは承知していますが、こういった不法投棄ゴミ処理の現況をお知らせください。

次に、日司台地にあります最終処分場施設（クリーンセンター）は、燃やせないゴミと粗大ゴミの埋め立て処理場ですが、ゴミの減量化の成果もあつて当初の計画よりも長く使用可能な状況ではないかと思えますが、現在のままの状況が続くとしたら、あと何年ごろまで使用可能であると町では考えているのでしょうか。

さらには、積丹町はゴミの分別については他町村に比較してもよくなされ、ゴミ排出抑制の取り組みもよくなされていると思います。それがゴミの減量化にもつながっていると思いますが、反面特に高齢者世帯におきましてはゴミの分別に苦労しているという現実もございいます。いつまでも長く積丹町に住み続けたいと思つていても、いろいろと精神的にも肉体的にも負担が増しております。住み続けていくことへの不安の要因の一つでもあると思います。高齢者が安

心して住み続けられる生活環境づくりへの取り組みという観点からも、ゴミの分別ということについては高齢者対策として今後何らかの対策を立てていく必要があると思います。町長のお考えをお尋ねします。

次に、水産種苗生産センターの現況と今後の方向性について、本件については、平成25年第4回定例議会においても一般質問いたしました。残念ながら依然として休止状態が続いています。昨年9月の産業建設常任委員会の所管事務調査において、北海道開発局を事業主体として美国漁港をモデルとし、陸上蓄養対象魚種の検討、水温、水質管理手法の検討、再生可能エネルギーの適合性の検討、小型蓄養施設による実証実験など大型陸上蓄養技術の開発の方向性を探ることを事業目的として平成27年度から平成29年度の3カ年にわたる計画案が議会にも示されています。しかし、その後どのような動きがあったのでしょうか。詳しい報告はありませんが、どうなっているのでしょうか。

また、以前の一般質問の際は外部において軒が崩壊しかかったり

といった危険な箇所がありました
が、その後雪害や風水害によりか
なりの建物損傷があったというこ
とで補修工事がなされましたが、
平成26年より現在まで補修工事、
管理費等に概ね幾らぐらいの経費
がかかっているのでしょうか。

議会に示された計画案が頓挫し
たならば、それなりに今後の方向
性、対策も考えなければならぬ
と思います。現況と計画案の進
行状況とその後の方針、方向性
についての町長のお考えを伺います。

松井町長答弁

ゴミ処理対策の
1つ目の不法投棄ゴミ処理対策の
現状ですが、国道、道道等はそれ
ぞれ道路管理者委託業者が、海岸
等、海浜地のゴミ等は町の海岸清
掃委託業者が、また町のクリー
ン作戦やボランティア等での収集
等に努めています。また、町が年
に2回行っているパトロールや北
海道環境生活部が2年に1回実施
している上空からの監視、あるい
は住民等からの通報で見送されて
いる不法投棄物につきましてはそ
れぞれ専門業者やクリーンセンタ
ー等での適正処理に努めています。
不法投棄物の処理は、通報も含

めて年に四、五件程度ありますが、
把握できない箇所があることが想
像されます。今後パトロールの拡
大、また不法投棄禁止啓発看板を
設置するなどに努めるほか、町民
への周知徹底等も図ってまいりた
いと思います。処理費の予算措置
上の課題もありますが、努めて適
正な処理が早期に実施されるよう
努力してまいりたいと思います。

2つ目の最終処分場、クリーン
センターの使用可能年限について
ですが、建設当時の埋め立て処分
地の計画容量は1万220立方メ
ートルで、平成28年3月末現在で
は2,810立方メートル、計画
容量対比27・5%ぐらいと推計し
ています。今後、大量の災害廃棄
物の発生がなく、平成27年度の年
224立方メートル程度の排出量
で推移した場合、今後の中間覆土、
閉鎖時覆土等の追加埋め立て量等
を考慮して推計しますと、埋め立
て完了を平成46年、約18年後にな
るのではないかと推計しています。
なお、埋立地以外にクリーンセ
ンターの管理棟には管理型処分場
としての水処理施設や、さまざま
な計器類等があります。これは
は、おおむね15年の基準で設計さ



▲町内クリーン作戦 (H28. 8. 28)

れ更新時期が順次迫っております。
3つ目のゴミの分別に対する高
齢者の生活不安について申し上げます。
現在当町では、条例の定め
により生活系一般廃棄物の燃やせ
るゴミ及び燃やせないゴミの2区
分と資源物として収集しているリ
サイクル物10区分、合計12区分の
分別収集をしております。また、
その収集方式は、リサイクル物は
ステーション方式、その他のもの
は戸別方式をとっています。また、
ほかに小型家電、古着等につきま
しては、収集場所を役場あるいは
役場支所等としており、高齢者か

らご連絡をいただいた場合には職
員が自宅まで出向いています。

そうした現状下で、高齢者の皆
さん方の分別、排出に当たっての
生活不安についてですが、今のと
ころゴミの分別ができないなどの
具体的な相談は、自治会、あるい
は民生委員等の皆さんからは出
ておりません。また、役場にそうし
た問い合わせはない状況です。し
かしながら、想定されることとし
て、次の2つが考えられるのでは
ないかと考えております。1つ目
は、リサイクル物のゴミステーシ
ョンの設置箇所の間隔が遠いので
はないか。2つ目は、大型ゴミ、
粗大ゴミの現行の基準では、解体、
切断する等の排出時の処理ルール
を排出者の住民の皆さんに願
いしてはいますが、高齢者の皆さんに
とってはこれらの処理が難しいこ
とに対する不安の懸念があるので
はないかと推測しています。環境
の時代が本格化している中、特に
資源循環型社会におきましてはさ
らなる分別区分の多様化というこ
とが当然予想される今日、高齢者
の皆さんのゴミ処理等のあり方に
つきましては、改めて今後の町の
廃棄物行政の課題の一つとして量

的な拡充、あるいはまた質的な改善の観点から、方策の検討に努めていかなければならないと考えます。

次に、2点目の水産種苗生産センターの現状と今後の方向性についての質問について、1つ目の北海道開発局の調査事業のその後の動きについて申し上げます。初めに、ご理解いただきたいと思いますが、去る平成27年9月25日開催の産業建設常任委員会で、当該施設の休止に至るまでの経過と平成27年度から北海道開発局が進めている調査事業計画の概要を説明させていただきました。

この北海道開発局の「地域資源を活用した蓄養技術の開発、調査事業計画」は、平成27年から29年度までの3年間、美国漁港をモデルとして陸上蓄養対象魚種の検討あるいは水温、水質管理手法の検討等々、その方向性を探るための、また新しい直轄漁港の高度利用の方向性を探るための調査事業です。当時の各年度の調査事業計画案では、27年度の調査を踏まえて28年度には小型蓄養施設による実証試験、29年についてはそれらのフォローアップ、それから再生可能エ

ネルギーの活用技術調査を3年間にわたって進めていくということでした。その中で特に重要な調査項目の一つが水産種苗センターの現状機能調査です。この平成27年度の調査事業は、特に3カ年の全体計画の根幹にかかわる重要な調査として行われたもので、私どもも大きな期待と関心を寄せていたところでした。

主なる調査項目は、建物本体鉄骨の簡易板厚調査、2点目は取水管や送水管、ポンプなどの取水設備調査、3点目は送水や冷却水ポンプ、冷凍機などの機械設備調査、4点目は水温管理に使用していた井戸設備等の調査、5点目は高圧受電盤や非常用発電機などの電気設備調査などの再稼働が可能かどうかの現状機能を調査するものでした。その際、私どもは既にこの種苗センターが24年間の運営実績があること、同施設の構造、機能、耐久性、生産技術、管理運営手法、採算性が陸上での水産増養殖施設としてそれなりの成果を発揮してきたところでありますので、それらの成果の中で出ていた課題等を本調査事業の検討過程においても十分踏まえて調査をしていただき、

そのうえで直轄漁港にふさわしい新しい漁港の役割、機能を備えた今後の漁港施設整備計画に反映していただくことが、立地を生かした日本海海域の基幹的な漁業振興策を担う計画策定に向けた検討にも結びつくことに期待をしていたところでした。

そこで、その調査結果についてであります。その要点を申し上げますと、1つ目は、建物本体につきましても主要構造部の鉄骨部分の板厚が設計厚に比べると約54%程度減っているという状況にあること。2つ目は、機械設備や電気設備などについては施設整備後30年以上経過し、腐食や錆びが発生し、部品の調達等も困難なものが非常に多いこと。3つ目は、海水の取水管、送水管などの取水設備は全体がさびで覆われており、腐食により箇所によっては穴が空いている部分もあり、管路の清掃や改修等を施して再生利用を目指したとしても、海中、海水対応設備の特殊性からして現状のまま再生利用することは難しいこと。ただし、南防波堤基部の水中に設置している海水の取水口につきましても砂や土砂で埋まること



▲水産種苗生産センター内部

もなく、最も適切な位置にあったのではないかと判断されること。などの調査結果が出たところですが、予想以上に老朽化が進んでおり、総合的な評価としては建物本体及びほとんどの設備の再利用は困難な状況であるということが判明したという評価でありました。

こうした平成27年度の調査結果を受けまして、平成28年度に計画しておりました水産種苗生産センター内での小型蓄養施設による実証試験は当該センターの中ではできない状況になり、したがって

て、今後の進め方等については再検討をせざるを得ない状況に置かれており、現在、平成29年度に向けた調査、事業計画の見直し検討が北海道開発局において行われているところとす。

詳細につきましては、改めて産業建設常任委員会所管事務調査の継続調査事項ともなっておりますので、別途詳細の説明の機会を頂戴できればと思っております。

次に、2つ目の平成26年度から現在までの当該施設の維持管理費についての状況については、維持管理費としては火災保険料、施設管理費あるいは維持修繕費等で、平成26年度は総額11万2,000円、平成27年度は約13万7,000円です。このほかに、平成27年3月19、24日の強風等によりまして建物西側のルーフデッキが剥がれたため、補正予算措置により289万円の修繕をしました。なお、この際には、289万円のうち建物保険が約115万円の給付を受けています。

3点目の現況と計画案の進行状況とその経緯、方向性についてであります。ただいま答弁申し上げますような状況であり、現在

北海道開発局において調査事業計画の見直しを行っておりますので、それらの結果を注視してまいりたいと考えているところです。その上で、今後の対応等を考えていきたいと思っております。

再質問

まず、1問目のゴミ処理対策についてですが、不法ゴミの件数、通報が四、五件という答弁でしたが、その中で不法投棄者がわかって注意したとか、警察に連絡したとか、そういった事例はあったのでしょうか。

それから、クリーンセンターは、平成13年度に整備されたということとで、答弁では18年、20年くらいは今の状態であれば使用可能でないかということですが、聞きましましたところ、それに管理棟といいますが、水処理の計器といいますが、そういうのがあるのですね。それが大まかに15年で更新時期が迫っているということなので、これやはり来年度から一気に全部というわけにはいかなくても、今年はこちらを直すとか、ここを考えていくとかということを考えていかなければならないのでないかと思っております。その辺について十分

町長も今更新の時期は迫ってきているという認識のもとですので、考えているとは思いますが、この辺は特にもう限界が来ているとか、ここはまだ15年だけでも大丈夫とか、建物はそんなものもないような気もするのだけれども、その辺の傷み具合はどうなのか、どのように把握しているのかということもまずお聞きしたいと思えます。

前に戻りますが、不法投棄、特に家電などの大型粗大ゴミ、あるいは布団なんかも投げられています。特に町内よりも町外からの持ち込みが何か多いのではないかと。監視体制十分に努めますといってもなかなか目が届かないというのが現実だと思います。予算も限られている中で、町長、その辺の予算について早期に考えていくということなので、ササやぶだとか、そういう中においても大きいゴミがそのまま、冷蔵庫だとか洗濯機だとかそのまま放置されていつまでも置くというのは、それにお金かけるのも何かどうかという気もするのですけれども、余り観光地としてよくないような気もするので、その辺

のところも早期に考えていかなければならないのではないかと、ように私は思います。

それから、前後しますが、日司台地のクリーンセンターは、要するに雨水等が積載された灰ゴミだとか、そういうゴミを通って、防水シートがあるとはいっても、防水シートも長期間もすればひび割れ等があつて、その水が地下へ浸透していかないとも限らないと思えます。当然地下の水質検査とか、モニタリング検査とかはなされていと思いますが、その辺についてはどのような現況でしょうか。

それから、2問目の水産種苗生産センターについてですが、種苗センターの利活用については、こういう休止状態になる以前から、魚の生けすとして利用できないものかとか、ウニの安定供給の場として利用できるものかなど、議会でもいろいろと議論されたところがございますけれども、残念ながら休止になったという経緯がございます。それで、このいただきました「リアクト」の6ページに地勢や地の利を生かしたサーモンプロジェクトということで、漁港

区内に町営の大規模な水産種苗生産センターが確保され、これを有効利用できるのは地域の水産振興にとってはとても有利な条件にある地域であると言えます。そして、水産種苗生産センターは、海水を容易に取水し、活用できることから、丈夫な稚魚を育てることが可能という北大大学院水産科学研究院の山下先生のコメントが載っておりますけれども、これ以前にだいた計画案では事業主体となっている北海道開発局と先生の関連なんていうのはあるのでしょうか。それから、建物補修にかかった件ですけれども、289万円かかったと。そして、当然町の建物なので、建物共済というのですか、保険に入って、115万円保険の給付というのですか、出ましたということなのですけれども、この建物保険給付受けたのはいいのですけれども、これは年間保険掛金といますか、年額幾らぐらい払っているのでしょうか。

町長再答弁 1点目の、ゴミの不法投棄に関連する1つ目の不法投棄者が判明した事例があるかどうかですが、処理方法が不適切だ

として指導された事例はありません。ただ、非常に人目のつかないところで発見されたものについて判明された事例はないと思います。2つ目のクリーンセンター管理棟内の機器の更新計画については、設計基準での耐用年数等は当然ありますが、特に主要な部分の機器等につきましては計画的な整備に努めてまいります。

3つ目の埋め立て処分場の浸出水についてであります。管理型処分場でありますので、ゴミと雨水等の混合したものの中から有害な浸出水が地下に浸透しないように措置を講じています。それを把握するための環境影響調査も義務づけられており、その結果によりますと、今のところ大きな問題のある数値は出ておりません。これらの結果については毎月出るもの、あるいは1年に1回の調査結果が出るものがあります。今のところは異常値は発見されておりませんが、こうした観測機器等の整備につきましては、ご指摘があったように重要な施設でありますので、留意してまいりたいと思います。2点目の水産種苗センターに関連して、リアクトの6ページにあ



▲クリーンセンター内の浸出水処理施設

とすれば改めて建設地としては非常に有望な地と言えるのではないかと、そのような観点からのご提案でもあります。

もう一つは、今、サケの来遊量が非常に大きな変動期に入っております。サケのふ化放流用親魚の確保が難しい状況の中で、日本海側においても漁業関係者の回帰率を高める努力が必要です。その一つの手法として、既に美国漁港内でも海中飼育をやっているわけですが、稚魚の馴致性じゅんせいせいを高めるために陸上で行うことにも利用できるのではないかなような提案も含んでいるところではあります。今のところ具体的な動きはありませんが、私もあそここの場所、用地そのものが非常に価値あると考えているところです。

なお、水産種苗センターの建物共済保険料の掛金についてですが、平成27年度は11万6,058円、26年度は9万3,918円です。

目としておりますのは、種苗センターが立地している美国漁港のあの位置と、海水の取水が水産増養殖施設の命でありますので、取水箇所が非常にいい箇所にあるというように考えてもいいのではないかと、

再々質問

まず、ゴミ処理対策の件ですけれども、不法投棄者がわかって注意したとか、警察に連絡したとか、そういう事例は今のところないという答弁でしたけれ

ども、結局犯人捜しといっても町外からの持ち込みの場合は特にかかりの時間暇がかかるわけで、泣き寝入りするしかないというのが多くのケースだろうと思いますが、これは犯罪でございまして、警察等と密に連携してできる限りの再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つ、高齢者のゴミ分別ですけれども、今のところはとりたてて話題になっていないということは、それほど今現在住んでいる高齢者の方々もそんなに苦労はしていないということなのでしようけれども、ただ私が聞くところにはゴミの分別の種類が多過ぎて、それが廃プラでどれがいろんなそうだったゴミなのか、ちよつとだんだんわからなくなってきたという。先ほども言ったように相当区分別にあるのでしよう。だから、そういう点がこれからやはりリサイクルゴミとか大型ゴミばかりでなくて、私はある程度町のほうで考えてやらなければ、今のところはどうかうまいくいつているのだからうけれども、将来的にこのままでいいのかなというような気がしますので、お聞

きしたところです。

それから、クリーンセンターの水質調査の件ですけれども、今のところこれも大きな問題になるような数値は出てきていないということなのですけれども、先ほども言ったように地下水が将来的にはこれ通って海へ注がれるわけにして、無駄な取り越し苦労だと言われるかもしれませんが、場合によつては漁業資源、水産資源にも影響を及ぼしかねないものだと思いますので、しっかりと対応しておかなければならないものだと思いますので、今以上に注意を払ってやっていただきたいと思ひます。それから、水産種苗センターの件ですけれども、やはり先ほどの山下先生の将来的な例からそういうようなものも、ノルウエーのサケ資源も期待できなくなるような時代が来るのではないかと。今現在もそういう影響が出ていますよね。確かにそのとおりだと私は思ひます。できればもう積丹町サケがどんどん獲れて、こういうものも利用していけることが望ましいことではありますけれども、現状のままでは非常に厳しいというところでございます。来年早々産業建

設常任委員会の所管事務調査も行う予定であると聞いておりますので、少しでも我々によい情報が聞けますことを期待しています。

町長再々答弁

1点目のゴミの不法投棄対策についてですが、ご指摘のように警察等関係機関とも連携して、また町民に対する啓発防止に努めてまいりたいと思ひます。

2点目の高齢者の生活不安とゴミのリサイクル、分別のあり方についてですが、今後の資源循環型の社会では、さらに一層、分別細分化の時代が来るということは当然考えられるところです。ゴミの収集体制は毎年のように変えることができないものでありますので、高齢者の視点に立った今後の分別の区分のあり方につきましては、これからの検討課題にさせていたきたいと思います。

また、クリーンセンターの環境影響調査を二重的にやっておりますが、海面へのさまざまな影響は日常的に人目につかない、また発見されにくい性質のものでもありますので、適切な管理に努めてまいりたいと思ひます。

3点目の開発局の水産種苗センター調査事業とサーモンプロジェクトとの関連についてであります。全く関係ないわけではないと思ひます。ただ、開発局のような調査を町が一般財源を投下してやることにつきましては、私は極めて難しいと思ひており、感謝してあります。新しく判明した調査結果は先ほど申し上げたような状況でありますので、今後の調査計画の検討とどのような形で結びつけられるのか、一方ではまたサケの回帰率向上のための日本海側の独自の努力が求められている今日でありますので、そうした情勢等々も含めて積丹ファンの一人でもあります山下先生等のお力も借りながら、方法等を見出ししていければと思ひております。

なお、北海道開発局としても直轄漁港が数多くある中で、美国漁港はそれなりに特色を有しているという観点から、町では財政的に容易にできない調査事業でありますので、何らかの形で、今後も調査事業が展開されるように努力してまいりたいと思ひます。

◎美国漁港海岸環境整備事業施設 について

◎美国商店街の町並みについて

葛西 敏夫 議員



1点目、美国漁港海岸環境整備事業施設について、今年の美国漁港海岸環境整備事業施設、小泊海浜公園は、5月の連休には低温が続いたこともあり観光客はまばらでありましたが、8月には気温が上がり、多くの海水浴客が訪れ、駐車場も車でいっぱいになり、混乱を来していたように見受けられました。このような状態をなくするためには、8月20日ごろまでの土日だけでも交通指導員を設置することにより、駐車場の混雑や事故の未然防止になると思います。

また、最近ではキャンピングカーが普及しており、車の中で宿泊が可能なオートキャンプ場の整備、さらには太陽光発電によるシャワー施設を設置してはどうかと考えます。

私は、積丹町にとって小泊海浜公園は大事な資源だと考えています。今後の小泊海浜公園のあり方についてどのように考えているのか伺います。

2点目、美国商店街の町並みについて、積丹町の顔でもある商店街の町並みが変わってしまいました。町民も以前は賑やかな商店街であったが、時代の流れなのか、別世界となってしまったと話されています。美国橋が完成したときには、観光地から過疎への町並みへと大きく変わり果てた姿が見え

るようです。今後の美国商店街の町並み、町づくりはどのように考えていくのか伺います。

松井町長答弁

1点目の美国漁港海岸環境整備事業施設についてありますが、国土の保全を目的とした海岸事業の目的、制度からは整備できるエリアと内容が限られており、海水浴場が主目的でないという制約があります。

1つ目の混雑時の駐車場への交通指導員の配置についてでありますが、基本的には駐車場があのエリアの中で増やせば良いのですが、先ほど申し上げたようにこの施設を建設した制度、また管理上の制約からしますと、当分の間は

漁港管理者であります北海道あるいは警察等と現地の課題を共有しながらも、混雑緩和対策と安全対策を利用者のために創意工夫策を続けていかなければならないのではないかと考えております。しかしながら、海岸保全区域の指定されているエリアの中にさらに駐車場が増設できるのかどうか、非常に難しいと考えますが、改めてその可能性について道に相談をしたと思います。

2つ目の今後の小泊海浜公園のあり方についてですが、オートキャンプ場的な機能を有する施設の配備につきましては、公共事業という性格から、現施設を計画する段階でもいろいろと論じられ、見送られた経緯があります。問題はそのため国の支援制度が確保できるのか、道は単独事業として海岸管理者として必要な予算措置ができるのかにつきましては非常に難しいさはあると思います。前段の駐車場対策とあわせて方策が考えられないか、道に提案してみたいと考えています。

また地域の新たな観光資源として、あるいは町の活性化にどう生かすかということにつきましては、今商工会が中心となって努力をさせていただいておりますが、引き続き何らかの方策が検討できないのか、私どもも期待をしております、それにつながるような支援等が必要であれば検討をしていきたいと考えています。

2点目の美国商店街の町並みについてありますが、美国商店街の店舗数は、平成7年、約20年前と比較しますと約21軒程度減少しており、ご指摘のように町並みの



▲小泊海浜公園

変化とともに経済活動においても非常に厳しい状況にあると痛感しております。これら商店街の衰退や都市部の中心市街地の空洞化につきましても、当町のみならず、人口の減少、少子高齢化、消費者ニーズの多様化への対応、近隣大型店舗等の出店に伴う消費購買力の流出、あるいは通信販売の拡大等々、我が国の経済社会の構造変化とともに地域経済を支える小規模事業者の皆さん方の需要の低下、売り上げの減少などの影響に直面しており、都市部を含む多くの自治体が共通して直面している全国

的な課題であります。

こうした状況につきましては小規模事業者の皆さん方への指導、支援の役割を担う商工会組織の運営へも大きく影響している状況にあります。商工会全国大会の国に対する要望決議の中でも、地方経済に波及効果のある経済対策の実施、経済の持続成長を支える小規模事業者への支援の大幅拡充、中小企業、小規模事業者が主役の地方創生の実現等々の中にも現れております。また、北海道商工会連合会から全道市町村に毎年出されている商工会に対する地元市町村の財政支援についての確実な予算措置、こういった要望運動にも如実に現れているぐらい厳しい状況だと認識をしております。

そこで、国におきましてはそうした厳しい状況を踏まえて、平成26年の小規模事業者の支援に関する法律改正が行われ、商工会が自ら作成する小規模事業者の事業開拓に向けた事業計画の策定、着実な実施支援等計画「経営発達支援計画」を国が認定する仕組みを導入して必要な支援等を行っていくという方針を示しているところであります。この経営発達支援計画につき

ましては、現在当町商工会におきましても鋭意国への申請手続を行っているものと伺っております。しかし、その認定を受けることによつて、または受けられないことによつて、商工会そのものの運営にも非常に大きな影響を及ぼすということでもありますので、鋭意それらの計画策定に努力しておられます。この計画の内容でも個々の事業者に対するさまざまな支援対策等を今以上に取り組んでいくということでもありますし、それらをもつてご指摘のような町のにぎわいがありますとか、商店街の活性化、地方経済の浮揚に取り組んでいってほしいと願っています。

私は、この計画につきましても担当課から説明を受けましたが、注目しているのは、何といつても国としては経済政策でありますから、それぞれの事業者の皆さん方の自助努力を基本にするということところが重要などと考えております。そうした中で、当町におきましては平成30年に札幌高速道路の余市インターが開通するということでもありますし、平成29年秋には新美田橋の供用開始が見込まれるというようなこと、また高速

道路の開通により国の政策でもある外国人観光客の増加も当然予想される地域であると期待されていることも確かです。そうした状況の中で、行政が主体になって地域経済の活力再生や商店街活性化のためにハードもソフトも全てその対策を町が担うということについては、私は限りがあるのではないかと考えます。また、時代の変化や国民生活の質とニーズの変化に対応した、小規模事業者の皆さん方の努力も、それなりに厳しい中であつても必要ではないか、そういう時代認識もまた大事なのではないかと考えます。しかし、一方ではこうした厳しい環境情勢の中でも、懸命に頑張っている小規模事業者の皆さん方がおられるわけでありますから、町としては先ほど申し上げたような新たな国の経営発達支援計画等の認定を受けた後の地元自治体としての連携支援等も国としても求めるということもありますので、町商工会、またその構成組織、あるいは商店連盟、飲食店組合等々の団体があるわけでありますが、皆さん方と知恵を集める努力、またその中で急がれる

行政からの支援としては何が最も必要で、何が有効なのかということ等につきましても改めて一緒に考えていく努力をしてみたいと考えております。

ただ、町の支援も財政運営が厳しい状況でありますので、しっかりと検討を加えて、いつの時期、どの程度の子算投下が必要なのか、またその財源はどこに求めるか等々につきましましては、知恵を出し合い検討をしていかなければならないという認識に立って対応してみたいと考えております。

再質問

今の答弁では、海浜公園のこれからの考えとしては大変難しいように私は受けとめました。この海浜公園は、北後志においても大切な公園なのです。私は海浜公園のなぎさを朝歩いて、毎年海水浴客が増えているように見えるのです。なぜこのように増えているのかと思えますか。どうして人気が高いのか。私は海水浴に訪れる皆さんのために少しでもよい海浜公園になってほしいし、また不便なところを直してほしいと考えています。この人気の高い理由は、駐車場からなぎさまでが近いから

だと私は考えます。積丹半島の観光にとっても小泊海浜公園は大事な資源です。これからは、キャンピングカーがすごく普及してくると思います。町長も話したように

これからバイパスの開通まで私は考えていかなければならないと思っています。だから、受け入れ体制が整っていれば、立派な海浜公園にはなるのではないかと考えています。海浜公園は、海浜地内にあたるので駐車場が狭いから広げたいといっても簡単に進めることはできないと思います。町長の考えはいかがですか。

2番目に、積丹町の玄関口である商店街は、以前でしたら観光客で商店街の前に車が並んで、買い物する観光客であふれていた。夜9時、10時になっても賑やかな商店街であったが、今では大きく変わって、観光地の町並みから過疎の商店街へと移り変わっていく。また、多くの町民から一、二年前から、以前と違って暮らしぶらいという声が聞かれるようになってきました。灯し続けた町の明かりがまた消えていく。商店街があつてのポイント会もいつまで続くのか、先の見えない商店街の姿にな

って、あすの明かりが見えない、先が見えない。今後の町づくりについて町長はどのように考えているのか伺います。

町長再答弁

1点目の小泊海浜公園の振興整備についてでありますが、改めて現地の利用率の高さは、私はある面ではうれしい悲鳴としての課題だと思っております。現状のあのようにならざるを得ない状況の中でどのような方策が考えられるのか、いま一度道へ相談したいと思っております。

2点目の商店街の活性化についてであります。有効な手段としてというのは簡単には見出せないと思っております。歴史的にも色々な経緯の中で町の施策、あるいは商工会、観光協会、それから事業者の方々等が一生懸命努力してきた歴史の中で、現在のような状況に至っているということでありまして、改めて全国的な大きな課題に対して国もそれぞれの商工会で計画をつくって、もう一度取り組みをしようとするところに支援を始めるということでありまして、ぜひそうした計画の内容も十分聞かせていただきながら、町として

どんな形でどんなことが支援できるのか、そのことを通じて商店街の活性化につながっていければと思っています。

再々質問

私が海岸公園を取り上げたのは、毎年のように訪れる家族がいるのです。今話したように駐車場の隣にテントを張って、なぎさが近いと話されています。積丹海岸は最高です。シャワー設備があつたらと話されています。積丹半島まで毎年来てくれている。この積丹半島の旅がいつまでも心に残るような小泊海浜公園であることを願っています。積丹町として大事な観光資源です。

商店街の町並みについて、町長、何軒かの商店から声がありまして、観光客がお金を落とすしてくれなくなつた。町の姿を見てください。毎年続いているソーラン味覚祭りについて、何軒かの商店から祭りの花火大会の寄附についてお話がありました。商店としては、今まで続いてきた寄附金、断り切れなかつたと話されています。以前とは違った町になってしまった。これほど苦しんでいる商店もあるのです。以前なら、この積丹町で

も40軒の商店があったのです。それが人口減少とともにこのような状態になってしまいました。この町を少しでも町民の暮らしがよくなるように、何としても頑張っていかなければだめです。

町長再々答弁

1点目の小泊海浜公園についてありますが、ご指摘のような方々、いわゆる積丹ファンの方々が非常に多いことについては、私は大事にしていかなければならないと思います。そのためにも、駐車場対策のみならず、きれいな海をしっかりと保全していくようなことも私は非常に大事だと思えますし、交通事故ゼロの町を今更新しているわけであり、事故があったときの反響は非常に大きいと思います。そうしたことを踏まえて余市警察署も、また担当の商工観光課、農林水産課も一緒に、そのための予防策にも努力していかねばならないと思っております。

2点目の美国商店街活性化の件に関しまして、花火大会に寄附がなかったらできないのかという点につきましては、実行委員会を構成する各団体の皆さん方も非常に

ご苦労している現実があると思えます。厳しい経営の中でご寄附に対応していただいているということは、それだけ我が町、我が商店街に熱い思いもあるでしょうし、愛着もあるからこそ、またソーラン祭りも何とかしてこのまま続けていってほしいという願いがあるからだと思います。花火大会のみならず、味覚祭りの運営全体の予算にもかかわることだと思えますので、関係者と十分協議検討をするように担当課に指示してまいりたいと思います。その中で町としても可能な支援については最大限努力をしてみたいと思えます。そのことがまた美国商店街の活性化につながる一つだということについては忘れてはなりませんし、ご指摘についてはそのように受けとめさせていただきたいと思えます。

◎除雪サービスについて

海田 一時 議員



が困難な世帯については声かけや生産活動センターや町内業者の紹介を行うなど安全、安心な冬の生活確保への対応に努めてまいりますとありますが、もう少し具体的にどのようなことを考えているのか、町長の所信のほどを伺います。

松井町長答弁

除雪サービスについて、降雪量は、その年によって多い少ないはあるものの、積丹町にとっては冬の最大の悩みは除雪の問題です。除雪は、健常者にとっても大変な労力を要するものですが、高齢者、身障者にとっては苦痛以外の何物でもないと思います。除雪後の玄関前の雪山、屋根からの落水雪など、積丹町では非課税世帯を対象に除雪経費の一部を助成していますが、今後はより細かなサービスが必要になってくると思います。町政報告では、課税世帯で利用対象とならない世帯であっても除雪

町政報告で述べました課税世帯で対象とならない世帯の対応についての具体的な内容につきましては、1つには、対象外世帯の実態把握のためのパトロールの実施です。2つ目は昨年から実施しました町職員による対象外世帯への戸別訪問の実施、3つ目は除雪作業を希望する世帯への町内業者の紹介、またそのための連絡調整の実施、それから除雪サービスの対象外である屋根の雪おろしや倉庫等の除排雪についての相談内容につきまして委託先等へ

の取り次ぎの実施につきましても一部昨年度からも実施しておりますが、それらを継続、拡充していく、そのような考え方を述べさせていただきます、結果として除雪が困難な世帯、課税、非課税世帯問わず不安解消に努めていきたい、そのような趣旨であります。

再質問

平成27年の9月に同僚議員が福祉除雪サービスの件で一般質問した際に、町長は生産活動センターの除雪作業員を含む会員の増員確保の体制整備をもう少し検討したいと答弁していますが、それを検討したかということが1点。2点目は、社会福祉協議会の訪問安否確認の体制の中で充実を図っていくと述べています。どのように充実を図ったのか。また、3点目には集落支援ボランティアの要員等の登録制などが考えられるのではないかと、その登録制はやっていきますか。まず3点をお聞きしたい。

また、昨年度の除雪サービス事業費、町の持ち出しは幾らなのか。それと、除雪サービス事業を周知するチラシで、近隣町村の比較ということ、余市、仁木、古平は生活道路の確保のため、玄関から公道までの除雪幅が1メートルと書いていますが、積丹町では何メートルなのか。また、非課税であっても健常者で十分やれる、こはやれないなど、判断する審査機関はあるのでしょうか。

平成27年度の特別会計の決算資料では、年間延べ利用時間128時間と記載されていますが、何戸で128時間なのか、予算は何件ぐらいで見積もっているのでしょうか。

私調べましたら、隣の町では50世帯見込んで33世帯ぐらい、大体50万円ちよつと、1世帯平均、約2万5,000円で、全額無料。それで、町長に伺いますが、町民への周知文を見ますと利用料1時間当たり600円、機械を使ったら600円、機械と人で行ったら1,200円負担すると理解します。またこれには、除雪サービスの経費は、利用料を除き町が負担していますと、このように書いて

いても、申し込む方は幾ら経費がかかって利用料が幾らなのかかわからないと。それで、我が町内においても10件ほどが個人の方に頼んでいます。金額にして年間2万円から大体5万円ぐらい、平均すると3万円までいきませんが、そのぐらいかかるのです。単純に27年度の実績で128時間の600円といったら、7万円ぐらいにしかならないですよ。

非課税世帯の独居老人が600円出せるか、出せないか考えてもらいたい。これは、むしろただで、全額町で補助しますと。それで申し込みいただいて、その中でいろいろと協議した結果、何件あったと。そういうことであれば申し込みが来るのではないかと思います。降雪量の違いはありますが、26年度より27年度の利用時間が少ないことはいかがなものかと思えます。また、有料ボランティア、町内等々において協力してくださいと町内におられる独居老人を何とか面倒見てくださいということで、町内会等と協議されることはできないのでしょうか。あたかも積丹町は手厚い除雪サービスしているというように周知して、一方では

対象世帯は、身体障害者であつても近くに除雪の依頼できる方がいない世帯となっているのです。もう少し手厚い除雪サービスで、これはこの冬に向かつてぜひとも補正でも組んで、来た人全員ただでやるというふうな、そんな2万5,000円補助して、10件であろうと、30件だつて幾らかかりますか。60万円、70万円の話です。そのぐらいできると思いますので、もうはつきり町長がやるのならやる、やらないのならやらないと。できないなら理由をここで述べていただきたいと思えます。

町長再答弁

1点目の他の町村と比較した福祉除雪サービス制度は、積丹町は充実していると理解しております。ただし、他町村の高校生、あるいは社会人が行っているボランティア除雪活動とは性格的に比較の対象にならないと思えます。

そこで、この議論をするときにお考えいただきたいのは、当町の福祉除雪サービスは積丹町高齢者自立生活支援事業条例で、対象者の要件と受益者負担の額が定められているということです。また対

象者の原則は住民税が非課税であること、65歳以上、あるいはまた身体に障害のある方等々で対象要件を定めています。したがって、根本的な制度拡充には、これから議会におきましても議論をいただかなければならない時代が来ているのかもしれない。しかしながら、現行の条例制度を運用して最大限どこまでやれるかということについて、私は必要な予算措置は行っているとの認識に立っております。したがって、仮に昨年の場合は特に降雪量が少なく、登録を受けた方々からの具体的な除雪サービスの申し出等も実績としては少なかつたこと。結果として、町の実質負担額についても少なかつたと思っておりますが、仮に今年に冬の十分運営ができないようなことが生じ、その原因が予算にあるとすれば、私は必要な予算措置等をさせていただきたいと思っております。

他の町村との比較、あるいは65歳以上の非課税世帯数、町の平成27年度の実質負担額、受益者の負担は1時間600円の積算でどれ位負担しているのか等々の詳細につきましても担当課長から説明を

させていただきますと思います。また、町民へのお知らせの紙面の中では、他町村との比較の件については、具体的にどのようなどころで他の町村と比べて制度の充実度が低いのか、あるいは制度運用の中で改善すべき点があるのか、についてはもう少し検討させていただきます。

坂野住民福祉課長

まず、1つ

目の生産活動センターの作業員の確保につきましては、若い漁師の方々をお願いして作業員の確保に努めており、昨年は7名ほどです。

2つ目の社会福祉協議会の訪問安否確認体制の活用については、前からも訪問安否確認、配食サービス、訪問介護サービスで訪問の際に雪の状況を把握して除雪を促す、申請希望者については、その際に預かってくるなどにより、事業の充実に努めています。

3つ目の65歳以上の非課税の世帯は395世帯で、美国地区が228世帯、美国以外は167世帯と判明していますが、395世帯が除雪サービスの対象者として登録されているわけではなく、例えば入院や施設に入っている方もおり

ますので、登録対象者の正確な数は把握できておりません。

4つ目の75歳以上の世帯は281世帯で、美国地区が164世帯、美国以外は117世帯と把握しています。この世帯につきましても1人の世帯の方、2人の世帯の方入院している方、施設に入っている方も考えられますので、65歳以上世帯と同様に把握できておりません。

5つ目の申請があつた方の登録の認定の方法については、家族構成や介護、身体障害等の状況確認は、係での確認のほか、民生委員への問合せや包括支援センターの高齢者台帳を確認したりして認定しています。

6つ目の予算については、介護福祉サービス事業会計で107万円、一般会計の労働費で40万円、合計147万円を予算計上しています。これにつきましては、降雪量により大きく差があり、27年度は総額で32万1,246円の委託料が支払われ、そのうち町負担が24万4,146円、平成23年度では委託料が87万5,000円ほど、平成17年は155万6,000円と降雪量によってかなり増減があ

りますが、予算を確保して対処しております。

7つ目の除雪サービスの程度と他町村との比較については、余市、仁木、古平については、玄関から公道まで除雪幅1メートル程度を緊急時の避難路としていますが、積丹町では、玄関から公道までについては1メートルと限定しないで、その方の希望によって道路幅をつけるとか、窓、ベランダ、屋根からの落雪など、幅を広げて緊急のときの避難路として除雪サービスを行っています。

8つ目の町内で除雪ボランティア登録制度を考えて問い合わせしてみたのですが、やはり難しい面があるということ、今のところ動いておりません。

海田議員

27年度の決算報告では128・5時間、それで1時間あたり倍の1,200円にしても15万4,200円にしかならないのです。計算が合わないのではないですか。

住民福祉課長

所要費用についてであります。介護福祉サービス事業特別会計資料に載っています。

すが、128・5時間は全体の作業した時間です。利用者負担額は1時間で600円で、利用者負担額については全体で7万7,100円となります。町の負担は24万4,146円で、委託金額合計は32万1,246円となります。

委託料の積算根拠となる作業別の時間単価は、除雪作業は、昨年は税抜きで1時間1,800円、事前確認パトロールは、税抜きで1時間1,650円。除雪機械が使えるところについては、その方の希望で作業時間が短縮されますので、1時間当たり4,500円。それらを組合せて積み上げた金額が32万1,246円です。

松井町長 福祉除雪サービスのあり方が今の状況でいいのかという点についてありますが、積丹町高齢者自立生活支援事業条例に基づいての福祉除雪サービス制度であり、条例で受益者負担を定めていることでもありますので、少なくとも予算でサービスの提供量が縛られることは原則あってはならないものだと考えます。仮に平成28年度の歳入歳出予算それぞれに不足が出る場合については、条



▲除雪サービス

こと、人材不足になってきているということ。

2つには処遇の問題があると思います。活動センターへの委託料の積算根拠、1時間機械を使った場合、パトロール（事前調査）の場合、サービス利用者が除雪作業時間当たり600円の負担を伴う場合など、それぞれの単価契約をしており毎年度その見直しをしてきています。また、活動センターが対応できない一昨年のようなケースの場合には、民間事業者へ委託ができるように条例の改正をさせていただきました。その場合には、当然のことながらさまざまな管理費、労務費等合わせても高くなるわけでありますから、その場合についての時間当たりの単価はそれぞれのパトロールにしても、実質的除雪作業にしても、高くなってくることになりまますから、それに対応した予算措置は当然町はしていかねばならないと思っております。しかし、その費用が上がっても受益者負担の部分については、これまでの経過からしますと行財政改革で見直した以降600円という額については条例を改正して引き上げも引き下げもし

ていないという状況です。実質町の負担は、雪の量にもよりますが、この制度を拡充すればするほど増えてくるということは当然条例に基づき事業でありますから、私は優先して予算措置していかねばならないと思っております。

3つには、負担のあり方について、どういう観点で考えるべきかということであります。現行では、課税世帯については除雪サービスを受けられませんが、条例を改正して、課税世帯、非課税世帯の要件を撤廃したときに、課税世帯の時間当たり負担600円と同じ額でいいのかどうか慎重な議論が必要でないかと考えます。

また、条例改正をいづどんな内容で改正すべきかということにつきましましては、十分検討を加えなければなりません。当然のことながらバスカードや、福祉灯油、予防注射の費用負担、子ども・子育て対策などの住民負担のあり方とのバランスをどう考えるべきか、などとあわせて、関連する積丹町他の社会保障制度との平等性やバランスの整合性をどう図っていくのかということにつきまして、これからの積丹町の財政運営のあり

方とからめて問われる大事な課題だろうと思っております。健全財政を維持しながら、行政サービス、公共サービスを維持するというよりも、むしろ向上していくべきという分野に先ほどの議員のご意見は入るわけでありますので、その財源をどこに求めるのかということにつきましましては、私は議会の中でもしっかりと議論いただくことが大事ではないかと考えているところです。

しかしながら、議員ご指摘のように高齢者の皆さんが増えているという現実がありますから、非常に難しい検討課題だと思いますが、現行と同じ水準でいいのか、拡充するとすればどこを拡充するか、真剣に検討しなければならぬ時期に來ていると思っております。行財政改革の一つというような意識を持って取り組んでいかなければならないのではないかと考えるところでもあります。

再々質問

積丹町の負担が24万4,146円あったということで、改めてこのぐらいだったのかと思います。それに除雪機を使った場合に4,500円払っていること

も今この場でわかったわけですね。いま一つそんなことを踏まえて、行く行くは受益者負担を撤廃し、やはり安心、安全で住む町にするためにも、どうか条例を変えて、英断していただきたいと。無料ですやっていたらいいと思います。そのためには、厳しい審査をしていただいて、どの世帯ができるのか、どの世帯が申し込んだけれども、だめなのか、その辺をはっきりと精査する、そういう会議を持っていただいて、厳正にやっていた方がいい。

そして、わかるのであれば、現在の申し込み数と、申し込んだけれども、落とされる方がいますよね。あなたは、これは非課税でも健康だからだめだとか、そういう判断は誰がしているのか。非課税で申し込んだ場合は全部通るのか。それから、近隣、近くに除雪を依頼できる方がいないかいるのかはどこで調べているのか、この3点だけ教えていただきたいと思えます。29年度に向けてこの条例をぜひとも変えていただいて、よりよい除雪サービスを充実していただきたいと、そのように思いますので、どうか検討していただきたいと思

います。

町長再々答弁

1点目の対象世帯の判定を厳しくということですが、現行の判定につきましては少なくとも課税、非課税の区分については、これは税情報は税務課しかわかりませんので、そのことを踏まえた中で判定されております。しかし、非課税世帯であってもできるだけ申込者の意向に配慮するというような方向で対応していると理解しておりますが、対象にならないとすれば、親切丁寧にその理由を説明しなければならぬと思います。したがって、当然のことながら民生委員や自治会長等々の意見も聞きながら、生活の状況等を把握させていただくことに努めてまいります。

12月9日現在の申し込み状況については、担当課長から答弁させていただきます。

また、全て公共サービス、行政サービスの向上につながり、受益者負担も減るということについては非常に喜ばれることであるかもしれないませんが、その結果としての財源をどこに求め、財政運営をどうするのかということについても

私はしっかりと町民の皆さんにも説明をすることもまた大事でないかと思えます。

住民福祉課長

申請数の状況につきましては、今二、三人の民生員から連絡はありますが、まだ受け付け段階までは来ておりません。この後1週間ぐらいでかなりの数の受け付けが来るのではないかと考えています。

近くに除雪をしてくれる人がいるのかいないのかの判断につきましては、民生委員や社会福祉協議会のほか、自宅へ行って直接聞き取るなどして判断し決定しております。

◎公共施設等の維持・管理について

◎小型風力発電施設設置に係る 町有地貸付について

山本 俊三 議員



初めに、公共施設等の維持管理について伺います。町内において数多くの公共施設等がありますが、その中の子供たちが通学している学校施設や、また高齢者が利用しております施設のうち、床面のメンテナンスが計画的に施行されているのか、町長並びに教育長に伺います。

次に、小型風力発電施設設置に係る町有地貸付について伺います。

①、9月13日開会の第3回定例会の町政報告をはじめ、9月14日

の議会全員協議会、10月4日の一般社団法人レジャーエンスジャパン推進協議会との議員懇談会、また10月18日、町内各団体長との産業まちづくり懇話会が開催され、同法人の担当職員より資料に基づき小型風力発電施設建設事業計画概要について、

1. 背景と目的、積丹町内の各集落に隣接し、非常用電源としての小型風力発電機を設置することで災害などによる停電に備える。設置箇所は北電の系統線の分断による停電を想定し、1カ所に集中して設置することなく、集落ごとに振り分けて設置することでリスクを分散する。また、平常時には安全で安心な再生可能エネルギーによる地産地消を推進し、さらには経産省の再生可能エネルギー固

定価格の買い取り制度を利用して売電収益を地域活性化のための財源として活用していく。

2. 計画の基本コンセプト、地域貢献法人、積丹グリーンエナジー合同会社が町有地に風車を設置し、メンテナンスまで含めた運用を請け負うことで積丹町が町予算を使うことなく、非常用電源設備の確保が可能になる。また、町有地を貸し付けることで賃借料を長期にわたって得ることができ、町有地の有効活用になるだけでなく、本社所有地を積丹町に置くことで固定資産税（償却資産）だけではなく、法人税など税収も落ちるようになると詳しく説明を受けました。

そこで、お聞きいたします。町側として町外事業者による小型風力施設設置計画の概要でもありません1. 背景と目的、2. 計画の基本コンセプトについて何ら疑問点などなかったのか、町長に伺います。

②、本定例会において小型風力発電設置計画の動向の中で、災害時の非常用電源として活用することについて、現時点では北電電源線路の使用許可を同社から得るこ

とは難しい状況にあることが判明したと町政報告の中で申し上げていますが、日本には沖縄を含め10電力会社があると思います。災害などにより送電線が止まり、停電時に売電を目的に発電している風力や太陽光、バイオマス発電など電気をどこの電力会社が使用許可をしているか伺います。

松井町長答弁

1点目の公共施設等の維持管理についてでありますが、数多くある施設の老朽化に伴い、毎年維持修繕費が増高している状況にあります。そうした状況の中で、特に平成17年度からの財政再建のための行財政改革の加速化対応の優先性から、修繕を必要とする公共施設箇所が極めて多くあることは十分把握しながらも、十分な予算措置ができない状況が続いてまいりました。特に、各所管の課長の裁量で施設の利用実態に応じて随時に修繕等を行う少額の不特定修繕費の予算配分につきまして、その大半が一般財源に頼らざるを得ない性格もあり、十分な予算措置ができていない状況につきましては今も続いているところですので。床のワックスがけ等の



▲小型風力発電施設設置計画に係る住民説明会（野塚地区）

ようにメンテナンスを実施することにより当該公共施設を長く、そしてきれいに保つことができるということにつきましては十分理解しながらも、一般財源のみを財源としてできる、またできない維持修繕につきましては、非常に厳しい財政運営の中で限られる状況にあります。

ご質問の公共施設の床面のメンテナンスが計画的に施行されているのかについてであります。床面のメンテナンスを日常の床面の清掃を除くワックスがけと捉えさせていただきます場合の例で申

し上げますと、平成16年度以前は毎年あるいは隔年で床のワックスがけを実施してきた施設が多いところですが、先ほど申し上げた行財政改革に着手しましてからは、予算の大幅な削減によりワックスがけはほとんどの施設が実施を休止した状態が続いているところであります。また、一部の施設におきましても平成16年度までに購入したワックス材料の在庫がなくなるまではその後数年間実施した施設もあります。その他のほとんどの施設は全く実施されていないような実情です。

特に高齢者が利用する施設の床のメンテナンスの状況についてであります。1つには町立国保診療所につきましては、行革により入院を廃止しました平成18年度以降実施していない状況にあります。また、エイジングステーション「やすらぎ」は、平成21年度を最後に実施しておりません。厳しい財政運営が続いている状況下でありますので、引き続き予算財源の確保と予算配分に創意工夫を凝らしながら、また各施設の重要性、緊急性など総合的に判断して各公共施設個別の維持管理やメンテナ

ンス等の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の小型風力発電施設設置に係る町有地貸付についてであります。初めに、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会から協力要請のあった町内の適地町有地に小型風力発電施設を設置したいとする計画につきましては、その後の動きにつきましては、昨日の町政報告で申し述べたとおりです。補足しますと、昨日現在、国の北海道経済産業局から同法人へ再生可能エネルギー発電設備認定がされたとの報告についてはまだ接していない状況にあります。したがって、町におきましても町有地貸付申請、あるいは受理決定の事務手続等についてもなされていないということにつきまして、ご承知をお願いしたいと思います。

1点目の町外事業者による小型風力発電施設設置計画の概要にもあります背景と目的、計画の基本コンセプトについて何ら疑問などなかったかとの指摘についてであります。同法人から当初口頭での要請、申し出があり、その後提出されました計画書であります。その際の疑問につきましてはご指

摘の計画の背景やコンセプトの記載内容については町が直接的に当該施設を建設し、その売電にも関与する事案ではなく、また、再生可能エネルギーとしての風力発電と売電制度との詳細な関連性や技術的な観点からの専門的な知見も持ち合わせておりませんでしたので、私は特段の疑問は持ちませんでした。ただ、口頭による協力要請の申し出説明があった後の議員懇談会の際、提出された計画書の中にあります議員ご指摘の目的とコンセプトの中での文章表現だけを読みますと、この計画の主目的、直接的効果としては、非常用電源確保による災害停電時に役立つかのような過大な期待と受けとめられかねない記載になっていることにつきまして、誤解を生みかねませんので、今後の住民説明会等においては国策に沿ってこの事業を展開するようになったこの事業の背景の根幹について、特に丁寧に説明をしていただかなければならないと感じているところです。私としましては、再生可能エネルギーの拡大に貢献しようとする民間事業者レベルでの計画でありますので、その設備投資と費用対効果

あるいは施設の維持管理コスト等を考えた場合、現行の電力買取制度に基づく売電収入を得ることを事業運営の基本として当該事業計画を立てることは当然のことであり、その上に立って従目的あるいは間接的な効果として計画の中で防災や地域振興などの地域への相乗効果を期待できることがあるとすれば、それは非常用電源としての活用の役割の発揮であり、また期待できる方法がとれるものであればより望ましいことではないかと受けとめたことであります。あえて疑問点があるとすれば、町の景観や町民健康被害がないとしても、この施設建設によって得る我が町の実質的なメリットとして、町有地の貸地収入あるいは固定資産税収入等の自主財源の補完的収入確保だけを期待して町有地の貸付を判断してよいものかどうか。現在町が抱えるさまざまな地域課題等を考え、また国策のさまざまな課題等や防災対策上の長期的視点から考えた場合からも、当町にも共通する災害時の課題解決に役立つこと、役立てることができないものかどうか。つまり本施設設置の主たる目的は風力発電による

代替エネルギーの確保と売電であることは当然で疑いの余地はないのでありますが、非常用電源としての活用の可能性や何らかの地域振興などに間接的にでも役立つ要素がないものかどうかの観点では、私は希望的願望にとられるかもしれませんが、そのような観点に期待を込めた受けとめ方をさせていただいたところで。

そのような観点を踏まえて2点目のご質問にお答えいたしますが、2点目の停電時に売電を目的に発電しており、電気をどこの電力会社で使用許可しているのかにつきましては、私は全く存じ上げておりません。

十河教育長答弁

質問の公共施設等のうち、学校施設に関して答弁させていただきます。

当町には、美国小学校をはじめ、野塚小学校、日司小学校、余別小学校の小学校4校と美国中学校の中学校1校、合計5校の小中学校がございます。それら5校の床面のメンテナンスについては、基本的に校舎棟の教室や廊下の汚れを落とす、ワックスがけを行い、光沢を保っているところです。この

ワックスがけについては、財政上の課題もあることから、5校全部を一齐に行うことは難しいため、毎年2校から3校程度のワックスがけを行っており、各学校2年に1回のペースで計画的に実施しているところです。

なお、体育館については、校舎棟に使用するようなワックスですと滑ることから、特殊なワックスを使用しているもので、一度かけると5年以上もつことから、汚れが目立ち始めたところを見極めながらワックスがけをすることとしています。

また、ワックスがけのほか、教室や廊下などのビニールタイルなどの破損や剥がれなどにより、授業などに支障が生じるような場合については、緊急性を考慮しながらその都度対応しているところです。

再質問

1点目の床面のメンテナンスの件ですが、行財政改革も本当に町も大変であったのかなど、そのようにも思っています。ただ、今公共住宅においても5年ぐらい前から長寿命化設備工事と題して、屋根の防水工事をはじめ壁の塗装、

水洗化、空調設備等が施行されているように思われます。

施設の中で高齢者が一番今利用していますエイジングステーション、公設ですが、中で管理していますのが積丹町社会福祉協議会や積丹町生産活動センターだと思いますけれども、あくまでも管理、維持は町側だと思いつつも、高齢者が利用しています福祉住宅のエイジングステーション「やすらぎ」や渡り廊下で結ばれているファクトリー「のぞみ」等々の施設、平成6年にエイジングステーションが開設し、平成7年にはファクトリー「のぞみ」が開設しました。築21年、22年目になると思います。毎週各地から高齢者が利用していますし、毎年保育所の子供たちをはじめ婦人会、きさらぎ会の会員の方々が慰問に來ています。その施設では高齢者の委託事業や短期入所者等も行っています。どうかいま一度施設の床面、談話室、食堂のフローリングの部分の穴埋め、またはワックス施行を考えてみてはいかがでしょうか。一般財源から立てる予算ですので、来年度の29年度の予算に計上してくれば、ありがたいものと思っております。

次に、小型風力発電のかかる町有地貸付について再度質問をします。何も疑問点はなかったように私は聞こえました。町内からの事業者ではありません。町外からの事業者のお願いですので、私は何らかの疑問を持ってよいのかなと思っておりますし、少なくとも9月14日、議会全員協議会、10月4日の先ほど言った一般社団法人レジャーエンスジャパン推進協議会の議員懇談会、また10月18日の産業まちづくり懇話会の中で議会だより第66号、議会全員協議会の開催の内容どおり非常時に、また災害時に幾ら風が、風力発電が稼働されたとしても、停電時には北電の線路には乗っていかないですよと私は申し上げています。それは、

その前にも課長にも言っていますし、私は町長にも教えたような気がします。今ここで私の感じるままで申し上げますと、東京にある一般社団法人レジャーエンスジャパン推進協議会会長は、日本電気電話株式会社取締役会長であり、副会長1名、理事38名、幹事76名、特別顧問として現在自由民主党幹事長ほか2名のすばらしい産学官民のオールジャパンの結集の協議

会のお話と、私のような非才、非学の言葉の重みははるかに違えど、行政のチェック機関として町民の負託に応えるべき議員の役割として、ぜひ町長には気づいてほしいと申し上げます。

また、②の電力会社が使用許可しているのかわからない。そうでしょう。わからないと思います。しかし、売電をしようとするこの会社自体が、レジャーエンスジャパン推進協議会自体がこういうこと、基本的なことすらわからないで町長に誘致を勧める自体がいかげなものかと、私は思っています。電



▲美国婦人会によるやすらぎ慰問 (H28. 12. 13)

気設備は、保安を確保するための法律として電気事業法があります。これに基づいて電気施工に関する各種技術基準が制定されています。詳しくはここで言いませんが、私は電力会社の自由電力の共通点は電気事業法で施行すべき全てのもの、全国北から南まで全てだと思えますし、共通点でないものは各地域の電力の電気料ぐらいが違うのかと、そのようにも思っています。

また、本定例会の町政報告で同法人の2点目について申し入れがありましたと申し上げておりますが、今までの同法人の事業結果の概要の一部説明資料と違いがあることや修正内容に示されている設置候補地から防災避難所の公共施設に比較的近距离で直接な送電が可能箇所については、そのための附帯設備に努めたいことという言葉は同法人の見直しの計画なのか、それとも町長の考えなのか伺います。

町長再答弁

1点目の「やすらぎ」、「のぞみ」の現状を踏まえた対応についてであります。指摘のあった現地の状況等の把握を担

当課長に指示しまして、できるだけ早い機会に対応が可能なものについてはそのように努めたいと思えますし、前段お答え申し上げたように他の施設にも共通し、一般財源の確保が常に伴う課題であります。公共施設としての性格、あるいは利用者の立場での安全確保の観点から対応に努めてまいりたいと思えます。

なお、一般財源をできるだけ伴わないで対応ができるような場合につきましては、これまでも財政再建中でありまして、国の経済関連対策の補助金や、良質な地方債の活用によって小規模な修繕箇所等を1つにまとめて大規模改修事業等により改修してきた施設もありますので、そのような財源確保上の制度の活用等も十分加味しながら鋭意努力してまいりたいと思えます。

次に、2点目の小型風力発電に関してであります。この件が最初口頭で担当課長に申し入れ協力要請がありましたときにも、先ほど申し上げたように当然売電を目的に、今日的な課題に応える役割を果たすべく同法人の全国的な事業展開をしていきたいということ


でありましたので、私はその点については当然だろうと思っております。ただ、ご指摘のように、その後開かれた議員協議会の時点ではまだ計画書は提出されておられませんで、口頭での説明を受けただけの段階でありました。その後議員懇談会で同法人の職員が来町して説明を受けたあの計画書の中書きぶりによれば、ご指摘のように目的、コンセプトの主たる目的、あるいは直接的な効果として非常用電源確保による災害時の停電に役立つ、そのことを大きな目的として設置するかのよう書きぶりになっていくことは、そこだけ読みますとまさしく議員ご指摘のように受けとめられるわけで、その点につきましては私は舌足らずというか、誤解を招く可能性があるのではないかと感じまして、そのような趣旨での1問目の答弁をさせていただいたところでです。

そこで、再質問の町外事業者からのこの種の申し入れについては慎重であるべきというご指摘につきましましては、私も、全くそのとおりだと思っております。したがって、議会の町政報告にありますように、背景や目的等については時代の背景からしてのを得ているとしても、どんな課題があるのか、町の公有財産を私人に貸し付けるということにつきましての行政処分手続を伴うことでありますから、慎重を期する意味合いであのような町政報告をさせていただき、議会にも説明の機会、また直接事業者からの説明の機会を持たせていただいたということでありました。今後につきましても今回の議会報告の中で2点の変更点があります。が、引き続き今後の動向等につきまして十分慎重を期することに配慮してまいりたいと思います。

次に、既に北電ルートに乗らないということについては言っているはずだというご指摘もありました。正直申し上げて、この点につきましまして私は技術的な観点からは、担当課長も十分知識がありませんので、なるほどそうかなという受けとめでした。しかし、同法人が東京段階で国の機関、経済産業省の担当部局とも、この法人を立ち上げる段階でいろいろな協議、相談等もされておられることだろうと思います。しかしながら、この事業を実際動かすためには、最終的には町の貸付行為の前提となる条件が2つあります。その1つは、当然のことながら国の売電等の承認手続きをきちんと得なければならぬということ、2つには、電力を買い取る北海道電力株式会社の了解、許可が当然なければなりません。その上に立って町が町有地の貸付をどう判断するかということだと思っておりますので、その過程において北海道電力株式会社、このような計画を全国的に展開したいということなので、ぜひご協力をお願いしたいという趣旨のことは申し上げた上で、先ほど申し上げたような町に対する回答になったのではないかと思っております。

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。電話：44-3380



でなければだめだと、私も思っております。ただ、あくまでも売電方式に立った計画でありますから、それは当然のことであって、その後、それぞれ当該地の町有地を使用するに当たって当該町にどのような貢献ができるのかといったところについて重きを置いてあの計画書を作ったのではないかと。しかし、それにしても文章だけを読んだ方については誤解を招くというようなことを私も感じ取ったところでもありますので、今後の同法人との対応についてはそんなことも含めて対応してまいりたいと思います。

今日の議会とのやりとりのあったことにつきましてはいささかお伝えをし、今後の住民説明会等の対応に当たっていききたいと考えております。

4点目の売電方式そのものがわからない中で協力要請するという法人というのは考えられないのではないかと。趣旨のご質問についてであります。私はそのような基本的なことについてわからずして対応したとすれば、こういう法人を設立すること自体無理があるのではないかと。既に全国的にも

協力要請に歩いているということでありますので、その点については、当然再生可能エネルギーの買取制度については十分承知しているし、その一つとしてそれがわかるからこそ、来年の4月の改定により、買取価格が下がるかもしれない、下がることによってこうした施設を設置し、運営する中では当然のことながら、投資とかかる経費等の費用対効果なるものを考えなければなりませんし、その主要な収入財源として売電収入がなければ成り立たないというようなことについては、勘違いというものはあり得ないのではないかと考えています。

5点目の今回の町政報告でされました変更点がありますが、これについては先方からその後の動向としてこのような点について申し出があったということ。繰り返しになりますが、1つにつきましては売電価格の買い取り制度の価格改定に伴う4月に向けて北海道経済産業局の再生可能エネルギー発電設備認定許可申請手続を先に進めさせていただきたいということ。

その候補地につきましては、申

請の段階では町有地の貸付の事前了解を得ている、得ていない、同意を必要とする、しない、そうした町からの事前承諾等について必要がないということでありますので、私どもとしても全く町有地の貸付申請を受け取ってもおりませんし、また来たとしてもそれらの受理申請のための内部検討をしているわけでもございませんので、そのような段階にあるということについてであります。それから2つ目については、主目的と従目的の部分については誤解を招いているということについてはあります。

しかしながら、この施設を利用して当該法人が独自に、風力発電施設から近い公共施設が避難所としてあるとすれば、独自の電線路を引き込むことによつて、そうしたことが可能だということであるとすれば、当然のことながらぜひやっていただきたいと考えています。しかし、今北海道経産局のほうに認定申請を出して説明を受けているのは16だとすれば、そのうち非常時に対応できる、役立つような箇所が何カ所になるのかということについては私はまだ知り得ていないわけではありませんが、附帯設

備もやっていただくような要請をするのは当然だと思っておりますが、一方で当然ながら数は少なくなるだろうと想定される場所です。

再々質問

公共施設の床のメンテについては、学校施設等々では基本的にはワックスがけはきれいにしているとお聞きしています。

また、保育園でも今年やったような話も聞いています。ぜひ先ほど言いました高齢者の施設、食堂、談話室の一部でもいいですので、見に行かれました、私が見ればフローリングが剥げたり、穴があいたり、そういう危ない、子供たちが慰問したり、婦人会が躍りなどもやっていますので、どうかそこから一度見ていただいで、一般財源の限られた予算であると思いますが、ぜひ来年度の予算につけ加えていただければありがたいなと思います。

また、風力発電の設置の件ですが、先ほど私言いました本当にすばらしい産学官民のオールジャパンの人間が集結した協議会、青森で今2基建てていると聞いています。果たして積丹町と同じ民間で、

あそこは民有地に建てたとい聞いていますけれども、ほかの場所も積丹町に出したような概要で果たして出ているのか。北海道から沖縄までの電力会社が線路に乗らない電気をもうあたかも誤解を招く、誤解どころでないですよ。本当にうその、今テレビで盛んに、ここ数年前からお年寄りひっかかり、本当にそういうふうなことでもないですか、はつきり言って。2回ほどの説明の中でも何基かわかりませんが、町長の考え方が私なりにも見えてきたような気もいたします。

この町は私を含め99%の町民があなたのふるさと積丹を思う町づくりに感銘し、信頼をしております。また、今年には積丹町町制60周年の節目の年に、町民を決して裏切っではいけないと思います。いつの日も町長のお言葉、自己決定、自己責任の意味を。

以上で私の一般質問を終わります。

町長再々答弁

まず、1点目の公共施設の維持管理についてありますが、厳しい財政事情の中ではありますが、前段申し上げたような利用者の立場、公共施設の役割等を十分考えながら、予算編成等に当たっていきたいと思います。

2点目の風力発電に関してありますが、誤解では済まないという言葉もありましたが、私は素朴な疑問として3・11、東北震災以降、特に国策として多様な再生可能エネルギーの一層の拡大を目指すというのには、一方では、電力の安定供給確保が経済活動はもちろんのこと、非常災害時の住民の生命、生活、それをどう維持するかという上での電力電気の重要性ということについて、私は国民ひ

としく改めて再認識をした機会ではなかったと思います。そうしますと、一方では原子力による電力をできるだけ少なくし、再生可能

からも再生可能エネルギーが役立つ時代が来るということについて私は期待をしまいたいと思っております。

エネルギーを増やしていくという国策の基本的な考え方でありますから、私はこれからさまざまな再生可能エネルギーを拡大していく中で電力、電気の重要性からするとやはり非常災害時にも再生可能エネルギーの拡大がどう役立つのかということについて、電力供給の技術的な開発でありますとか、あるいはそのための体制整備等々を含めて、当然これから考えていくことになるだろうと思っております。そうした面から考えても、今回の風力発電計画そのものが何か積丹町の今後に関立つ側面があればと考えたところでもあります。もちろん議員ご指摘のように、この小型の風力発電によって美国から神岬まで全ての集落の電力が賄えることについては難しいということとは当然理解できるわけでありますが、しかし一方におきましては道内や後志管内におきましても大型の風力発電を増やすという計画が新聞報道等もされているわけでありますから、防災対策の観点

そこで、今回の本件についてお断りすることでも選択肢ではないかということにつきまして、私は町有地を貸すことを前提に考えているわけではございません。でありますから、前段申し上げたようにこのような申し出がありましたことにつきまして議会にもそのままお伝えをし、また説明を聞いていただき、そして特に皆さん方からもご指摘のあった景観や健康被害の問題を十分加味しながら、判断していかねばならないと思っております。しかし、景観にも支障はないし、住民健康被害もない、一方では、非常用の電源には容易になり得ないとしても、町有地の貸付や固定資産税の収入など、町の財源確保視点からだけであつても、やらないよりはやった方が良いのではないかとというようなことで、判断することについてはいかがなものかと、そのようにも思っております。

いずれにしても、前段申し上げたように最終的に町が総合的な判

断を下す条件としては、国、北海道経産局が再生可能エネルギー発電の設備認定をしてくれるのかどうかということが1つ。もう一つは、売電目的のためだけだとしても、北海道電力からの電線等の設備使用許可を得ることができるとかどうか。これらの条件が整わなければ、施設は建ててもその効果は発揮できないわけでありますから、その点を十分見きわめしながら前段申し上げたような観点からの検討を加えていきたいと思っておりますし、今後の動向に応じて議員各位のご意見等も拝聴する機会が出てくると思います。

◎教育現場について ◎防犯カメラの設置について

笹山 よしはる 議員



1つ目に、教育現場について、福島第一原発事故後、中1の男子生徒が自主避難先の横浜市で長年受けてきたいじめを学校や教育委員会が把握しながらほとんど対応していなかったという問題です。悪口や暴力にとどまらず、金銭被害まであったと報道されています。両親は、学校や教育委員会の対応を自己保身にしかとれないと痛烈に批判しております。推進法は、いじめにより自殺や不登校、財産被害など深刻な結果が生じた疑いがある場合を重大事態として第三者委員会で調べることなどを義務

づけています。現在学校教育の現場では、日々さまざまな問題が起きていると想定されます。その対応に教育委員会、学校側も大変だと思われませんが、子供たちはさまざまな形で私たち大人に問題を突きつけてきます。マニュアルだけの対応では解決はできないと思われれます。子供たちは、社会を映す鏡とも言われています。そうした問題に対して大人がどこまで腹を据えて取り組めるのか、どこまで覚悟を決められるのか、そうした子供たちを目の前にしてどこまで安定した心持ちでかかわれるのか、どれほど目の前の子供たちに肯定的な感情で接することができるのか伺います。

2点目に、防犯カメラの設置について、防犯カメラとは、ご存じのように犯罪を未然に防ぐ目的のために設置するカメラのことです。一口に犯罪と言っても国際的な犯罪や暴力団抗争など多岐にわたります。その中で一般的な家庭や身の回りで関連する可能性が高い犯罪は、侵入犯罪、性犯罪の2つだと思われれます。つまりこれらの犯罪は、国際的な犯罪などとは違い、比較的無計画な犯人がどこでも起こせるものです。そして、どのようなきっかけにせよ、起きてしまえば最悪な状況が生まれかねません。これらの犯罪は、未然に防ぐということが非常に重要なことかわかります。

未然に防ぐ手段は多種多様な方法があります。パトロールなどでフォローするのもその一つです。また、幼児、低学年の児童には保護者が付き添っているのが現状です。自治体、保護者などで協力して行うことが多いパトロールは、比較的簡単に知られてしまうので、不自然な部分が生まれてしまいます。防犯カメラの映像が犯人検挙の決め手にもなります。犯罪を未然に防ぐことに一役買うことは間違いありません。そこで、来年完成する予定の憩いの広場に子供たちを守るため防犯カメラの設置は

重要課題と考えられますが、町長の見解を伺います。

十河教育長答弁

議員ご質問の

横浜市で起きましたいじめの事実については、報道の範囲でしか知り得ておりませんが、大変胸が痛く、もつと前に何かできることはなかったのかと思うような出来事です。いじめに関してこうした痛ましい事案が起きるたびに、学級担任は何をしていたのか、学校は何をしていたのか、教育委員会は何かをしていたのか、地域社会は気づけなかったのかなどという指摘がいつもなされております。

いじめの根絶に向けまして、国においてはいじめ防止対策推進法が、道においては北海道いじめの防止等に関する条例が、本町においては積丹町子どものいじめの防止に関する条例が、また学校においてははいじめ防止対策基本方針を策定して、いじめの未然防止、早期対応に努めているところであります。本町の条例においては、いじめの芽はどの子供にも生じ得るとの認識のもと、町の責務、学校及び教職員の責務はもとより、保護者の責務、地域社会の役割など

も規定し、相互が連携、協力して社会全体でいじめの問題を克服することを目指していくこととしていきます。しかしながら、議員ご指摘のとおり条例の制定や基本方針マニュアルの作成をすればいじめの問題が解決されるわけではありません。いじめの問題は、未然防止が最も大切と言われていますが、

いじめ問題が発生した場合には早期発見、早期対応が早い解決につながるものです。日ごろから子供たちの様子をしっかりと観察して早期発見に努め、教職員全体で情報を共有するとともに、保護者とも連携しながら子供の心情に温かく寄り添い、親身になって対応することが大切だと考えています。

松井町長答弁

憩いの広場の防

犯カメラの設置についてでありますが、ご指摘のとおり、全国的に防犯カメラの撮影映像からさまざまな刑事事件等の被疑者が特定され、犯人検挙につながった事例、また犯罪の抑止、予防の観点から改めて防犯カメラの有効性の再認識についての事例や報道が沢山あります。その一方で、防犯カメラそのものの設置について個人情報



▲憩いの広場

が不正に使用されるのではないかとといったプライバシー侵害の危険性について指摘もなされていると思います。したがって、設置の必要性、そしてその適法性、広益的効果と、個人の行動、自由な生活圏、生活環境圏等プライバシーの保護との両立の重要性について、それぞれ議論がある今日ではないかと認識しております。

憩いの広場に防犯カメラを設置することにしておりますが、来年度供用開始を目指しております憩いの広場につきましては、公園の周りにはエイジングステーシ

ョン、ゆうるり、道路を挟みまして商工会事務所、あるいは民家等も多く立地しております。また、今回の公園の整備計画に際して、

別棟のトイレを廃止してゆうるりとの集約化を図りました。また、街灯につきましても照度の向上を目指すようなこと、植栽木の剪定や高老木の撤去を計画の中に含めて実施しておりますので、周辺の環境、見通しはこれまでよりも改善が図られるのではないかと考えております。したがって、町としては同公園にカメラを設置するべきかどうか、今後の必要性については、公園の防犯対策、事故防止、安全利用の観点から、前段申し上げたような全国的な例から見ても、仮に設置した場合の映像、データの記録、管理をどうするか、また設置した施設の維持管理のあり方、また具体的には設置箇所、設置費用等の財政負担がどのような見直しになるのか等につきまして検討を行う必要があると考えています。また、あわせて公園利用者の皆さん方からのご意見を伺うような機会を考えてまいりたいと思います。

再質問

最初の教育現場について、教育長から学校教育関係、関係機関との連携等の答弁がありましたが、私の言いたいことはそうではないのです。私は教員だけではなく、人間性の質を求められることが教育現場では必要でないか。教育現場では日々起こっていて、これに携わる人間、つまり教師、カウンセラーも自分の向上に取り組み、人間性を磨くことを抜きにしては、こうした問題は語れなくなっていると感じるのではないのでしょうか。これは言うはやすしであり、実際にこれらの問題に真正面から取り組みことは途方もない高い山に一歩一歩臨むのに等しく、終わりのない挑戦の日々に自分自身の身も心もつぎ込む覚悟が必要だと思っています。しかし、学級崩壊やいじめの問題についての対応を考えると、先ほどもありましたが、テクニクや方法論だけでは、取り組み人間一人一人の全人格的な取り組みには語れないものを感じています。確かにケース全体をどう見るか、どのようにとるか、問題の所存をどうして明らかにしていくのか、ど

のような連携をとって事に当たるのか、そうしたことは一つ一つしっかりと押さえていかなければならないと私は考えていますが、教育長のお考えを伺います。

教育長再答弁

直接学校現場に

いる教員の人格向上についてはどうするかといった内容かと思えます。まず初めに、教育の本質といますか、教育については教育基本法の中で教育の本質は人格の完成を目指すと言っております。

そのためには、一人一人の価値観を重視することとあわせて人間相互や個人と社会との望ましいかわり方というものを子供が体得していくことが重要であると思えます。また、子供たちに自分自身を見詰め、人間としてのあり方、生き方を考える機会をできるだけ多く与え、豊かな感性や社会性を育むことが大切であると思えます。そのためには教育の原点とも言われている家庭の重要性が指摘されています。教育基本法でも規定されていますが、家庭は教育の出発点であって、基本的な生活習慣や倫理観、自励心、自立心などを育てる上で大変重要な役割を果たすも

のであると思えます。また、直接子供の教育を担う教員の資質というものは学校教育の成否を左右するものであると、このようにも考えています。したがって、教員については教員の人格の向上を図るためには教員としての資質の向上を常に図っていく必要がある思っております。

教員は、教育公務員としてその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならぬと教育公務員特例法では定めています。そのために任命権者であります道教委ではさまざまな教員の研修の機会を設けていますし、私も町教育委員会としても教職員がそうした研修の機会に参加できるようにさまざまな場面を通じ働きかけをし、参加を奨励しているところです。そうした研修会等に参加することにより、教員の資質の向上が少しずつでも高められていくのではないかと考えています。

また、もう一点、先ほど家庭は教育の原点であるということ申し上げましたが、こうした観点に立って家庭教育の重要性も指摘されているところでもありますし、教育委員会としても家庭教育講演会

等を開催するなど、家庭の役割の重要性を認識していただくとともに、家庭としての役割を少しでも高めていただくようなことを毎年やっているとところです。

再々質問

しかし、最終的には

子供とどうかかわるか、保護者とどうかかわるか、教員同士がどうかかわるかという問題にぶつかるところです。問われるのは、先ほども申しました全人格的な取り組みとなつてきます。つまり学級崩壊には、先ほども言いましたけれども、解決のノウハウを知っていれば、いじめにはいじめのマニュアルの知識を知っていれば対処できるとか、そういったレベルでは対抗できません。最後には、その人の人格性や覚悟など全人格的な取り組みなくしてノウハウも知識も生きまいます。今の教育現場の問題をどうするかという話になったとき、結局はそこが一番難しい。そして、かなめになるところだと痛感しております。そして、スクールカウンセラーの問われるところも全く例外ではなく、常に全人格的な姿勢が問われると言っても過言ではあ

りません。人が人に何かを伝える、教える、人が人をどう育てていくかということはかなり難しいことです。なぜならば、そこに教える側、育てる側の人間性、人格的なレベルが否応なく反映されるからです。子供たちは、わかりやすい授業、おもしろいと思える授業をしてくれる先生が好きです。同時に、自分のことをよくわかってくれる先生が好きです。そういう先生になろうと思ったら、人格的な向上というテーマに本気で取り組んでももらえれば学級崩壊、いじめも子供の人權も守れると思います。

なお、私の質問、教育長の答弁を聞いて、私の感じることがあります。要するに課題です。課題が見えてきたと思います。

1つに、今後このような資質、能力を有する新たな学びを支える教員を養成するとともに、学び続ける教員像の確立が必要であると考えます。

2つ目に、特に教科や教職に関する高度な専門的知識や学びを展開できる実践的指導力を養成するためには、教科や教職についての基礎、基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化が



▲平成28年度家庭教育講演会

必要であると考えられます。

また、他方では初任者が実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応するなど教員としての基本的な力が十分に身につけていないことなどが指摘されると思います。こうした教員養成段階において教科指導、生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践する力を養成することも必要だと思われ

ます。さらに、教員は教職生活全体を通じて実践的指導力を高めるとともに、社会の急速な進展の中で知識、技能が沈下しないよう絶えず

る刷新が必要であるとも考えられます。先ほども言いました学び続ける教員像を確立する必要があると思われ

ます。また、学校での養成と教育委員会による研修は分断されているのではないかと心配しております。

教員が現場で継続する体制も不十分だと思われ

ます。教員が教職生活全体にわたって学びを継続する意欲を持ち続けるための仕組みも構築する必要がありますのではないのでしょうか。加えて自分らの実践を理論に基づき振り返ることは、資質向上の能力の向上に有効であるが、現職研修において学校と連携したこのような取り組みは十分であるのでしょうか。また、すぐれた教員の養成、研修や確保は学校の中だけで終わるのではなく、学校支援にかかわる関係者をはじめとする広く社会全体の力を結集して取り組んでいく必要もあるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえて、教育委員会と学校の連携、共同により教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要もあると思われ

す。

十河教育長答弁

ご質問の主要な要旨につきましては、教員の人格向上をいかにして図るのかと、こういったところに尽きるのかなど、このように思います。先ほど、教員の人格向上はもちろんこれが第一ですが、そのためには教員の資質向上を図る必要があるということとを申し上げました。そのために、教員は常に普段から自己研さんに努め、そして研修に励むと、こういったことが必要であると申し上げます。

また、教員自身が自己の資質向上を図っていくことは、ただ単に研修機会を任命権者が提供するだけではなく、教員自らが研修に励む、あるいは自己研さんに励むことが必要だと思います。研修の機会、参加することがなかなかままならないときも中にはあります。夏季休業や冬季休業のまとまった休業期間を利用してさまざまな研修を受けたり、あるいは自己研さんをするのがよく行われていません。私どもとしてもそういった研修等を受けようとする教員に対してはさまざまな形で支援をしてい

ます。

また、教員養成の高度化ということも先ほどございましたが、これにつきましてはどういった教員の資質として求めていくのかというところについては、それぞれの地方の市町村の教育委員会ということではなく、国レベルで中央教育審議会等の中でさまざまな観点から議論されていると。これは、もう継続的に議論をされているという状況です。そういった中でさまざまな制度改革等を行ってきているという状況にあります。

また、北海道に関して申しますと、北海道で教員養成大学であります北海道教育大学にしまして道教委と北海道教育大学の間でさまざまな議論をする機会を設けながら、北海道で求める教員像について議論をされて、そういったことを参考にしながら北海道教育大学でも教育課程を編成して教員を養成しているという状況です。いずれにしましても、教員の人格向上のためには資質向上を図る必要があり、そのためにもさまざまな研修を受けたり、自己研さんをしていくということが必要だろうと考えています。

◎認知症施策について

松尾 大樹 議員



る支援を行える専門職の有無や今後の人材の確保、育成の計画についても伺います。

松井町長答弁

認知症施策につ

認知症施策について国は、重度な要介護状態になった後も住みなれた場所で自分らしい生活を継続していけるように2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指しているところです。その中でも今後さらに増えることが見込まれている認知症高齢者の方に対する支援が重要だとされています。

当町における認知症高齢者に対する現在行っている支援や施策、また地域包括ケアシステムの構築に向け、今後行っていく支援や施策の予定について伺います。

また、認知症高齢者の方に対する

いてであります。ご指摘のように、平成26年に介護保険法の一部が改正され、その改正内容につきましては経過措置年限があり、平成27年度から順次施行されているところです。とりわけ高齢者の住みなれた地域での暮らしを継続支援することを目的に、市町村が実施する介護予防事業の推進に関する事業、地域包括支援センターの設置運営等の事業を中心とした地域支援事業においては4項目の新たな事業が位置づけられ、これらを平成27年度以後、法改正の経過措置期間内に順次実施していくことが求められています。

1点目の当町の認知症施策の取

り組みの状況についてであります。まず当町の12月現在の介護保険制度における要介護認定を受けている方は209名で、そのうち認知症関連疾患の状況にある方は179名で、そのうち入院や施設等に入所されている方は104名、在宅の方は75名であります。町では、これまで平成27年3月に策定しました第7次積丹町高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防対策や相談支援体制の充実、家族介護者への支援等の各種事業に取り組んでいるところであります。平成27年度中に町地域包括支援センターに寄せられた延べ相談件数は107件、そのうち認知症に関する相談は54件という状況です。それぞれ相談内容に応じて介護保険制度の説明や、認知症と診断された方への支援について介護施設や病院等々の連絡調整や紹介等に努め、迅速かつ適切な対応に努めているところです。

また、介護予防事業では、高齢者のための巡回型運動教室を町内8会場で12回開催し、延べ71名の方が参加され、認知症予防の普及啓発等に取り組んでおります。さらに、平成25年11月に高齢者見守

りネットワーク体制を構築し、ひとり暮らしの高齢者等による孤立死、こういった緊急事態や認知症、健康面など、高齢者の異変を早期発見、早期判断、早期対応できるように隣近所や民生委員、自治会、町内会、関係機関が行政機関の私どもと一緒に地域全体の相互協力によって、地域で声かけ、支え合う町をスローガンとした町民運動を実施、推進しているところです。

2点目の介護保険法の改正に伴う地域支援事業についてでありましたが、一部町政報告の中でも申し述べさせていただきましたが、そのうちの平成29年度中に実施を要する認知症施策として、次の3つが求められておりますのが新たな認知症総合支援事業です。1つには認知症初期集中支援チームの設置、2つには認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置、3つには認知症地域支援推進員の設置であります。ご指摘の専門職等がここに当てはまるのではないかと思います。これら専門職員の人員確保や資質の向上のための研修、また事業実施に伴う新たな町の財政負担等の見直し等の新たな課題の克服も必要になってくるものと考

えております。そういった観点から、それらの実施体制の確保とその方向性について現在検討を重ねているところであります。法定の施行期限が決まっておりますので、それに向けた検討を重ねてまいります。いと考えているところであります。

再質問

まず、1点目、見守りネットワークについてです。認知症の早期発見という点なのですが、認知症は大まかに4種類ほど病気があり、その病気ごとに症状等も全然変わってきます。その点において早期発見につながる場合にはある程度の知識等も必要となってくると思うのですが、当町において認知症サポーターやキャラバン・メイトの登録状況をお教えください。

2点目に、災害時に認知症の方に対してどういった対応をするのか伺います。

町長再答弁

担当課長から答弁させていただきます。

坂野住民福祉課長

1点目の積丹町の現在のメイト数については2名、サポーター数はゼロです。

2点目の災害時の対応についてであります。積丹町では認知症の方も含め災害時避難行動要支援者名簿を整備しております。これにつきましましては、名簿登録に当たり本人の同意を得て、警察、消防、各自治会、民生委員の方々、それから社会福祉協議会で保管されております。災害時には名簿をもとに各関係機関と町が連携して、関係機関の地域の例えば消防団員、会員や自治会、民生委員の方々と連携して避難行動を一緒にとつていただきたいとお願いをしています。

また、認知症、そのほか体の虚弱な方々については、避難所では特別の配慮をしなければならぬと考えます。認知症の方を含めた要配慮者の方々には、その後町内外の関係機関との調整を図って個人の状況に応じた対応が可能な施設や医療機関などへの入所が可能になるよう、調整に最大限の努力をする必要があると考えております。

再々質問

災害対策なのですが、先ほど在宅にいる方75名いらっしゃると伺いました。災害が起きた際に75名の方全員に対して関係団



▲高齢者のための巡回型運動教室（日司地区）

体等々の方々に対応でき得るのでしょうか。

次に、認知症の予防という観点から検査というものも大事かと思われま。ただ、検査というとMRI検査等専門医の検査が必要になるのですが、こういう機関があるのはほぼ小樽市になると思うのです。こういったところの町側の今後の支援というか、助成といいますか、そういった可能性等はあるのででしょうか。

町長再々答弁

災害対策もさまざまな観点からの対策の必要性、

課題はたくさんあります。その中で議員ご指摘の要配慮者に含まれる認知症の方々への対策につきましては、全体的・総体的に見れば私はまだまだ十分ではないと思っております。福祉避難所としては一カ所も積丹町では指定できていないという状況です。この点については、6月の定例会でも笹山議員のご質問にお答えしているところでありまして、それらの状況につきましても、今後の重要な課題であると思っております。引き続きそうした対応に向けた検討を深めていかなければならないと思っていますところとです。

特に今迫られる課題としては、新年の遅からずの時期に日本海側の津波浸水予想の見直しが公表されるということでありまして、一層そういった観点からのより具体的な個別の課題についての解決方策については検討を急いでいかなければならないと思っておりますが、全体的に非常に遅れていると申し上げざるを得ないと思えます。

次に、認知症の方々に対する専門医等の検査体制に関してであります。残念ながら認知症の方々

の医療分野もそれ以外のものも含めて北後志は、全道的には比較的恵まれている地域でないかと言われている部分もあります。しかし、小樽市を含めた1市5町村の中でそういった連携がとれているのかということについては、具体的に検討課題を広域的に検討するところまではまだ至っていないというのが現状であります。

主なるものを申し上げれば、北後志5町村で余市協会病院を核にした救急医療体制を確保することは、北後志の医療関係者と町村長の協議会がありますが、この中でそうした体制が整えられていて、それに対する自治体としての費用負担もその一つだと思えます。

しかし、小樽市内にある今の認知症専門医等に対する今後の体制について広域的な観点から検討を加えることにつきましては、課題としては急がれるといいながらも、今後北後志関係市町村が連携した中でどういう機関でどのような方向性で検討していくのかということとは、今後に待たれているのが実情であります。

◎積丹町決算審査特別委員会の 審議状況について

平成28年第4回定例会会期中、積丹町決算審査特別委員会（山本俊三委員長）が開催され、平成27年度積丹町各会計の決算について審査した結果、すべてを認定すべきものとして決定されました。主たる質疑、応答の要旨をお知らせいたします。

☆審議の日程 平成28年12月15日
より12月16日

◎主たる質疑応答の要旨

※平成27年度積丹町一般会計決算
☆歳入一括

佐藤晃委員 法人町民税滞納繰越分の不納欠損額167万9,900円及び固定資産税現年課税分の不納欠損額15万4,200円の内訳と不納欠損処理をした理由をお知らせください。

今井税務課長 法人町民税については、既に倒産をしている法人で、滞納処分ができる財産がなく、また今後新たに事業を再開する見込みもないと判断をし、地方税法に基づき滞納処分の停止の処理を行いました。3件該当になっていきます。

固定資産税現年分の不納欠損は、先ほど説明した法人に係る税金です。27年度中に所有権の移転があり、今後はこの法人への税金は発生しません。27年度まで課税されていたので、現年分についても同様に滞納処分の停止及び即時消滅を行い、不納欠損処理をしています。1件の法人が該当していません。

佐藤晃委員 児童福祉費負担金、学校給食費負担金、住宅使用料、土地建物貸付収入、それぞれ一番長く滞納している人は何年で、金額は幾らか。また、これからどう処理をするのか。時効は発生するのか。

畑谷保育所長 児童福祉費負担金については、一番古いもので平成3年で、金額としては8万3,

470円、その次に平成4年の9万9,130円です。今後対応については、ただいま税務課長を中心に不納欠損についての勉強会を開催していることもあり、今後精査しながら、不納欠損に該当するのを見極めながら処理をしていきたいと考えています。

時効については、状況により該当する、しないがありますので、それも含めて精査をしていきたいと考えています。

白濱学校教育課長 学校給食費については、保護者1人について複数の児童の給食費を滞納していたということもあり、滞納月数が一番長い方で171カ月、金額は68万7,495円です。一番古いものは平成10年6月です。

不納欠損や時効については、保育所長の説明のとおり、税務課長と税外収入等を担当している部署で勉強、研究会をしているところですので、ご了承承願したいと思います。

長谷川建設課長 住宅使用料の滞納額が一番古いものは昭和57年のものです。一番長いものについては132カ月分、金額にして373万円となっています。時効に

ついては5年となっていますが、時効の援用の手続をしないと不納欠損できないことになっています。今後の対策としては、滞納者個々の状況を見極めた上で、適宜連帯保証人への相談を実施し、場合によっては入居者と連帯して未納額の支払いを求めるとか、連帯保証人の保証能力によっては新たな連帯保証人の手続、変更手続をとるなどの措置を考えています。

加藤企画課長 土地建物貸付収入については、一番古いものは昭和61年のもので、既に亡くなっている方や法人であれば解散して実態がないもの等がほとんどで、ほかの課と同様、税務課長を中心に不納欠損処理などについて現在検討しているところです。

佐藤晃委員 不納欠損処理はできないのですか。ずっと残しておくのですか。

今井税務課長 そのまま放置しているわけではないのですが、なかなか次の手が打てない状況にあります。強制的な差押えや5年間の時効で不納欠損になる、例えば保育料などは、地方税法と同じような取り扱いになります。それ以外の給食費や住宅使用料などに

ついては私債権であり、民法の適用となり、差押えをするにも裁判所の許可が必要であったり、時効があっても援用という処理をしなければ不納欠損ができないという規定です。今年になってから管理職を集めて勉強会を開催し、今後の対策について検討している状況です。

佐藤晃委員 例えば、土地建物貸付収入の既に死亡している方の債権は、先に不納欠損で落としてもいいのですか。法律上の手続きはわかりますが、このままずっと放っておくのですか。

今井税務課長 死亡している場合、原則相続人を探すことになりましたが、死亡していて取れないと判断をするに当たっても、税法と同様にすぐ不納欠損処理はできません。それは、議会で承認をいただき、債権を放棄する処理をしないと不納欠損ができない形になります。今後どうしていくべきかを整理していきたいと考えています。

佐藤晃委員 地上デジタル放送使用料に関係して、12月9日の道新で、泊村でIP電話を廃止すると掲載されていましたが、このIP電話の端末機、機械の更新はあ

るのですか。

加藤企画課長 電話機本体は保守限界を迎えますが、まだ予備に買っているものや使用していないものが多少あるので、使い回しなからなるべく長く使用する予定です。ただ、美国、野塚、余別にある中継局の機械は、来年度で保守限界迎える見込みなので更新する予定です。

岩本委員 研修センター使用料について、利用者1,092名のうち宿泊利用者は何名ですか。

白濱学校教育課長 645名です。



▲IP告知端末機

岩本委員 当初予算では大体4

50名くらい見ていたと思うので、それを結構上回った結果ですが、これは歳出にも関連しますが、宿泊者645名のうち貸し布団の利用状況はどうなっていますか。

白濱学校教育課長 全員が貸し布団を利用しています。

岩本委員 利用日数45日間、これは何月何日から何月何日までの利用日数ですか。

白濱学校教育課長 宿泊の利用は、土曜、日曜が多いのですが、6月27日から終わりは10月4日までです。

岩本委員 食事は自炊もいいのですが、地元の食堂関係を多く使ってもらって町にお金を落としてもらうのが理想です。食事の方法についてはある程度把握していますか。

白濱学校教育課長 利用者のほとんどが学生ということもあり、コンビニなどから弁当を買ってきて電子レンジで温めて食べている方が大半だと聞いています。

岩本委員 風呂も修理して使えるようにしたのですが、風呂利用者の声はどのように届いていますか。

白濱学校教育課長 施設内で風呂にすぐ入れるということもあり、うれしい声は聞いていますが、不便だという声は聞いていません。

また、学生たちの何人かは、岬の湯も利用していることも聞いています。

岩本委員 議員の視察時に、窓に覆いかぶっている立ち木を切るとか、壁が崩れているところを直したほうがいいのではないかなど、指摘した件はきちっとやっているということでしょうか。

白濱学校教育課長 ご指摘をいただいた施設前方の木は伐採し、



▲修繕された研修センターのお風呂

正面玄関が剥がれていた箇所についても修理したところです。

☆一款議会費・二款総務費

岩本委員 企画費の報酬の不用額13万8,000円の内訳をお知らせください。

加藤企画課長 当初行財政改革推進委員会委員報酬で19万8,000円計上していましたが同委員会を開催していませんので、その分が不用額として残っています。

また、年度途中で地域おこし協力隊の部分で減額補正をしており、合計で13万8,000円の不用額になっています。

岩本委員 地方交付税が人件費、その他もろもろよりも少なくなる。と決算資料で示されていますし、28年度決算は非常に厳しい状態が予想されるわけで、町長がいつも言っているように、あれもこれもではなく、あれかこれか、削減するところは削減していかなければならない。27年度は行財政改革推進委員会が一回も開かれていないことは、危機感がなかったのかなと。28年度は開催されているのでしょうか。

加藤企画課長 平成28年度にお

いてもまだ開催はしていません。基金だつて8億円ぐらいで、

岩本委員 やっぱり危機感が無い。基金内で最下位ですよ。今度地方交付税が人口減に伴って減らされてくると。減らさばかりではなく、この予算については増やさなければならぬなど、いろいろ考えていかなければならない時代に入っていますので、せっかくある委員会ですから、フルに活動していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊について、できれば3年間この町で暮らして、その後も積丹町に残って起業する、勤めていただくのが理想の形だと思うのですが、3年の任期前に退職するということは、どのように考えていますか。

加藤企画課長 基本的には1年ずつの任期となっており、更新で最長3年までとなっています。当町の場合、3年を経過しないうちに辞めた方はおりません。

岩本委員 地域おこし協力隊から教育委員会にも1人いますし、そういうのが理想なものだから、面接するときにも、その後も積丹町に籍を置いて頑張ってくださいというぐらいの念押しといいま

すか、そういうのが国の考え方もありますので、ひとつ頑張っていただきたいと思えます。

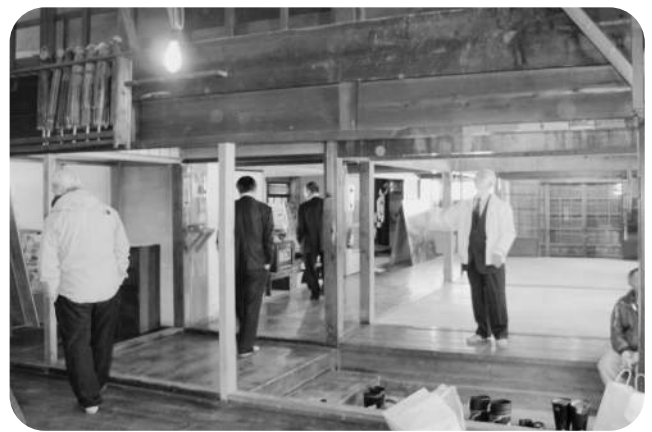
加藤企画課長 例えば、地域おこし協力隊の方が3年後に地元で起業する際に、その起業のための支援で町が補助金を出す場合は、特別交付税で100万円まで措置されますので、実際にそういう方がいけば起業の支援もしていきたいと考えています。

岩本委員 まちづくり活動支援事業補助金のハード事業は、ヤマシメ邸と観光振興公社の券売所の2件だと思います。このほか、ソフト事業は何件あったのですか。

加藤企画課長 ご指摘のとおりハード事業は2件で、ソフト事業は5件です。

岩本委員 まちづくり活動支援基金は取り崩していますが、この2件のハード事業に充当されたのですか。

加藤企画課長 まちづくり活動支援事業補助金については、ハード、ソフトそれぞれ基金から全て取り崩して充当することとなっています。ただ、基金は同じ基金なのですが、通帳でハード事業分、ソフト事業分と分けており、実際



▲ 練伝習館ヤマシメ番屋
(産業建設常任委員会所管事務調査 H28.3.24)

それぞれの通帳から取り崩すのですが、予算上は同じ基金ですので、その基金から全て取り崩している形ということですが。

岩本委員 民間都市開発機構の基金は同じように使われたのですか。

加藤企画課長 民都機構からの出資金は、ハード事業に限定されています。ハード事業の充当額の8割までが民都機構のほうから充当される形になります。あとは町で独自に積み立てしているほうから残りの2割を足してその事業者に交付する形になっています。

岩本委員 ハード事業2件に充当された民都機構出資分の内訳をお知らせください。

加藤企画課長 ヤマシメ番屋の修復工事に総額949万円補助しており、このうち民都機構の資金が759万2,000円となっています。また、観光振興公社は総額892万円補助をしており、このうちの713万6,000円が民都機構の出資分から支出しています。

岩本委員 民都機構の方が現地確認というか、補助金の検査等々来ているのですか。

加藤企画課長 民都機構からは、特に検査等で来ることはありませんが、以前に出資分を早く使ってくださいということ指導のために一度来町されたことはあります。また、国の会計検査院の検査が昨年あり、特に指摘はありませんでした。

笹山委員 民都機構から80%、先ほどの課長の説明では町が20%負担するということですが、自己資金を5%出さなければならぬという記憶があるのです。その辺のところを説明してください。

加藤企画課長 総事業費の95%

を補助金として出します。その95%のうち8割が民都機構で、2割が町からという形になっています。残りの5%が団体の負担となっています。

☆四款衛生費

岩本委員 まず、不用額が多く出過ぎているのが気になるので、予防費の委託料の不用額の内訳をお知らせ下さい。

坂野住民福祉課長 各種検診と各種予防接種の委託料が含まれています。検診については、大腸がん検査など12種類に、予防接種については13種類に分かれています。検診の不用額については多いもので約13万円で乳がんの検診です。逆に基本健診については少し不足した状況です。

各種予防接種については、一番不用額が多いのが四種混合のポリオで31万3,000円ほどです。一番少ないので二種混合で2万2,000円で一つ一つの不用額の合計が262万6,771円ということになります。

岩本委員 次に、はつらつウオーキング保健事業助成金について、この事業はどのような状況でしょ

うか。

坂野住民福祉課長

平成27年度のはつらつウオーキング保健事業は、20万円ほど予算計上していましたが。件数は6件で不用額が17万6,000円です。

岩本委員

予防費の負担金及び交付金の不用額が全体で56万7,000円、はつらつウオーキング保健事業の不用額は17万6,000円、あとの40万円の内訳を説明してください。

坂野住民福祉課長

先ほどののはつらつウオーキング事業の不用額をはじめとして、各種予防接種の助成金で29万円、妊婦健診に係る部分については10万円ほどの不用額が発生しまして、全体で56万6,000円となっております。

笹山委員

塵芥処理費、委託料、不用額が114万2,528円になっていますが、その内訳の説明をお願いします。

坂野住民福祉課長

最終処分場の管理業務については入札執行残で30万1,000円、同処分場水の法定検査で1万7,000円の不用額が発生しています。塵芥収集業務については19万8,000円、廃プラの処理業務については

11万5,000円、リサイクル業務については30万7,000円、その他の委託料として4,000円が不用額として残っており、合計で114万2,000円となっております。

佐藤見委員

川上地区の一般廃棄物最終処分場の焼却炉解体はするのですか。以前、この解体費約3,000万円かかるということでしたが、どうするのですか。

坂野住民福祉課長

解体となります。まずとダイオキシン対策というところで3,000万円とは言いましたが、それ以上かかる可能性が十分ございます。そのままにしておくということではなく、例えば焼却炉の中の灰などが飛び散らないの、そういうものが飛び散らないような形で煙突を塞いだりしています。解体も含めて今後の検討課題になるかと考えています。

☆六款農林水産業費

田村委員

水産振興費の負担金補助及び交付金について質問します。

町長はやる気のある人たちに何とか応援したいと各団体に補助を出していました、当漁協の浅海部

会にも海に潜るためのスーツなども用意させていただき、本当にそういう面ではフルに活用されて、大変役に立っているし、ありがたいなと。その一方で、若者の育成のために視察研修も用意していた

が、本当に感謝申し上げます。その中で、研修を途中退席したという話が私の耳に入ってきました、事実かどうか確認していませんが、本当に研修の場所を退席したという話があったのでしょうか。

西川農林水産課長

平成26年の研修で一部の方が、体調を崩して車で休んでいたという事はありました。

田村委員

人づての話ですから、多少のずれの話はあると思います。それで、私の後輩ですから、実はちよつと厳しく注意しました。大事な積丹町の後継者たちです。育てなければならぬ義務あると思います。育ててやらなければだめな私たちの立場、あなたたちはお金を出す立場として、毅然として自信を持って育てなかつたら、将来のこの町の青年たちだから、何があつたって厳しく叱るところは叱り、育てるところは育てなければ。それで、今年度は非常に行儀

よく真面目に努めたという人の話だけでも、今年度はどうだったのですか。

西川農林水産課長

今年度も美国青年部のほうは、10月に2日の日程で、私どもの水産課の職員も引率しながら実施しています。復命書も見ましたが、きちつとした態度で研修受けたという報告を受けています。

☆財産に関する調査

岩本委員

有価証券、株式会社ペニンシュラの株を町が250株取得していると、金額にして1、



▲しゃこたん土産と喰処カムイ番屋 (ペニンシュラ)

250万円ですが、これは株式会社ペニンシユラの株の何%保有していることになるのでしょうか。

加藤企画課長 25%保有しています。

岩本委員 筆頭株主ですか、それ以上持っている株主はいるのですか。

山崎商工観光課長 積丹町が筆頭株主です。

岩本委員 総株数が1,000株で、そのうちの25%持っている。しかも筆頭株主ということですが、役員派遣はされているのですか。

山崎商工観光課長 役員派遣はしていません。

岩本委員 一般的な概念として、株主の責任というものはどのように考えていますか。

山崎商工観光課長 積丹町が25%以上出資しているというところで、地方自治法上の制約の中で、監査委員については必要があると認めるときには、財政的援助をしているという団体なことから、それらの出納の状況などを監査する権限というものがありません。ただ、町については法的な定めというのも特段ございませんので、総会

の中での発言などでとどまっていたというところですか。

※平成27年度積丹町簡易水道事業

特別会計決算

☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調査

佐藤晃委員 水道使用料、一番長い滞納している人、その金額お知らせてください。

長谷川建設課長 一番古いものでは昭和55年度のもので、一番長い方は、97カ月で57万2,750円となっています。

佐藤晃委員 時効の話になりませんが、これもまた今職員皆さんで検討して、どうするか協議しているということですので、なるべく水道料金ばかりでなく早いうちに検討してもらいたいと思います。

長谷川建設課長 税務課とその他使用料を扱っている課と協議いたしました。早急な対応が必要だと考えていますので、検討していきたいと思えます。

笹山委員 一般会計から基準外を含む繰入金が1億余りです。資料では、収納率の向上と水量の基本的料金の見直し、それと水道加入率の向上ということで挙げられ

ていますけれども、段階的でもいいですから、これは実行してもらいたいと思いますが、どのように考えておられますか。

長谷川建設課長 ご指摘のとおり滞納額の収納向上が課題になっているところ。水道使用料の徴収対策については、町広報紙面やIP電話を活用して納期内完納の意識を向上させるための啓発、啓蒙活動や未納者への催告書、督促の発行を定期的に行っており、今後は夜間徴収も含めた臨戸訪問や窓口相談などの業務を施設の維持管理業務と両立し、滞納額の縮減につなげていきたいと考えています。

水道加入の促進についても水道水の安全性や安価な料金設定などについて未加入者に周知しているところですが、今後もこれらのPRを継続、強化していきたいと思えます。また、給水装置を新たに設置する住民のために施設整備の貸付金制度の継続と利用促進に向けた周知活動と相談対応をあわせて行っていきたいと考えています。

岩本委員 以前は2人くらいで戸別訪問して、加入促進に一生懸命歩いたのですが、最近見られな

いのと、高齢者1人世帯はなかなか難しいですね。可能であれば水道業者と連絡を密にして、戸別にこのうちなら水道を布設すれば大体このぐらいのお金がかかりますよと、一番聞きたいのはそこだということです。そういう見積りを持って歩いたほうが私はいいと思うのです。

長谷川建設課長 水道工事費の情報も提供できるように準備して、各ご家庭を回らせていただいて、その上で検討してもらえように行っていくと思います。

岩本委員 そうしていかないと、水道会計も大変、診療所会計も大変、何もかにも大変になっていくから、まず課題、できるところから1つずつ。とりあえず加入促進だとか、使用料払っていないところは何か支払ってもらおうように努力するとか、本当に困って払えないものか、それ見極めてきちっとやっついていかないと大変なことになってしまいますので、大変でしょうけれども頑張ってください。

長谷川建設課長 今後は、できるだけ対面でお話しできるように業務も調整していきたいと思えます。

※平成27年度積丹町下水道事業特別会計決算

☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調査

海田委員 下水道料金について、特別会計の運営状況の資料で、現行料金を1,500円から6,800円にしなければ収支均衡図れないと記載されています。また、基本量10³mを8³mに減量した場合、超過料金として55万円の増収が見込まれるということで、基準外繰入金が増減を図るため検討を行うとのことですが、今後、どのような計画でこのような料金に改定していくのですか。

長谷川建設課長 運営状況で示した金額は、ある程度の金額を示した金額は、ある程度で、いろいろパターンを考えた上で、料金改定にどれが一番ふさわしいかを総合的に考えなければならぬと思います。料金改定に向けてのスケジュールについては、ある程度まとまった段階で議会にもお示しをし、町民にも事前にお知らせし、ご意見をいただきながら検討しなければならぬと考えています。

海田委員 監査報告書では、下水道使用料収納額は対前年比0・

3%増で、施設利用戸数についてはたつた1戸の増加です。今後増える可能性はあるのですか。道内の下水道料金の状況と比べても、こんな悠長なことをしていいの

のかと、夕張並みの料金でもいいのではないかと、そのぐらいの財政状況なのです。基金にしても後志管内で最低です。また来年度から交付金が減額されるような話もあります。それでいて、下水道料金が20³mで3,000円台、余市、夕張は4,200円以上。余市町、古平町がこの積丹町より高いのです。

それで、合併浄化槽は維持費が年間大体7万円、そして、下水道料金は3万円ちょっと、半分以下。私は不公平以外の何物でもないと思います。また、くみ取りの人も多くいるわけですが、そういう人は何も優遇されていない。下水道をつくったために、一般会計から大金を繰り入れてやらなければいけないのかと。いつも検討しますとか、向上を図るとか、何か逃げているような感じするのです。やはりこれは早急に検討して、後志平均か全道平均ぐらいの料金にしてやらないと平等ではありません。

よく皆様で相談して、10年か20年間料金改正しなくてもいいような、そのぐらいの気持ちで改正してください。

もう一つ、滞納の催告については、年間どのぐらいの回数で行っているのですか。

長谷川建設課長 下水道事業は加入者の皆さんで支え合う事業だと思えますので、ただいま貴重なご意見をいただきましたが、それらを参考に、できるだけ早く料金改定などができるように努力したいと思えます。

現年度は納期が遅れたものは月



▲下水道終末処理施設（日司町）

1回の督促、過年度分の滞納分については年2回の催告を行っているところだ。

松井町長 滞納税の管理のあり方で考えますと、私は大きな課題がたくさんある中でも、税債権と税外債権の管理のあり方、もう一つは、安い料金で快適な暮らしをしていただくことはいいけれども、受益者負担が今の水準でいいのかという大事な議論もこれからしていかなければならないと思っております。

水道料金を含めて見直すということについては、非常に時間もかかりますし、また町民と議会にも十分理解いただかなければならぬと思っております。しかし、一方では、年金が月額7万円、8万円では、現行の水道料金、基本料金の負担さえも大変だという声もあります。この水準を変えろということとは、非常に私も、議員の皆さんも勇気の要ることです。所管課としても、例えば基本水量を下げるとお年寄りの8トンぐらいしか使っていない水道料金であれば、その方々は水道料金が実質的に下がります。しかし、10トン以上使っている方々は逆に超過負担

分が増えてきます。結果として私は払える能力のある方についてはもう少し負担してくださいということをやりながら、厳しい方々には逆に言うのと安くなり、超過料金、基本料金については水道料金を10トンを超すと、水道料金を10料金を上げるのか、下げるのか、そういった部分の検討も出てくるだろう、事業所用についてはどうするのかということも出てくると水道料金は連動しているの、そのことも含めてしっかりと町民の皆さんに説明していかなければならぬと思います。来年度の町の財政運営の中で何を町民の皆さん方に受益者負担としてもう少し負担していただくのか、我慢してもらうのか。どこの公共サービス、行政サービス拡充していくのか、我慢してもらおうのかの観点から検討をさせていただきたいと思っていますのでご協力をお願いしたいと思います。

海田委員

ある程度もう大綱といますか、そういう計画を立てて、このようにするのだと、どうですか、町側から示していかないと、ただ検討するだけか、いつ

までやっても前に進みません。ぜひとも、大綱案でも何でも出していただいて、我々に諮っていたければ、協力できることはしていきたいと思っております。

松井町長

これからの取り進めについてですが、議会ではいろいろとご議論いただく中で、地域の住民の皆さん方への説明会や意向を聞くということも大事であります。また、議長、副議長、各委員長とも、議員協議会がいいのか、常任委員会がいいのか、議会の中での取り扱いについてもぜひご相談をお願いしたいと考えております。

※平成27年度積丹町後期高齢者医療特別会計決算

☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調書

佐藤晃委員

後期高齢者普通徴収保険料の滞納分の調定額が約154万円となっておりますが、26年度の収入未済額の109万1,000円、本当はこの金額になるのではありませんか。44万8,000円多くなっているのですが、どういうことですか。

坂野住民福祉課長

平成27年度に町財政システムが更新になり、

データをシステムに取り込む際に間違いがあり、北海道後期高齢者医療広域連合と突合した結果154万317円となり、滞納額を訂正させていただきました。

佐藤晃委員

我々議会が26年度決算で認定しているのです。それを間違っていたから数字を書きかえたということは、議会の承認を得なければだめなのでないですか。平成21年から後期高齢者保険料を調べたら、このほかに2回ありました。22年度の決算額が23年度では19万8000円多く、次の24年度に13万2,000円少なく計上している。これは我々もわからなかった。議会軽視でないのですか。

坂野住民福祉課長

このようなことが起こらないように気をつけたいと考えております。

佐藤晃委員

去年の決算委員会の際にも、こういう事案があったら委員会や議会で我々に説明してくださいということを行いました。が、いつわかりましたか。私と担当の係が交代して判明したという状況です。

佐藤晃委員

それは、監査委員に指摘されなかったのか。町長、

副町長、わかっていたのですか。**奥山副町長** 後期高齢者保険料に関する事務については、平成20年度から広域連合と連携をとりながら進めてきたところであり、平成27年度に役場のコンピュータの入替作業をしていた中で、広域連合との数値が一部合わないといった指摘があり、精査した結果、154万317円に訂正をさせていただいたということであり、代表監査委員からは、今年の11月の時点で指摘を受けたところでもあります。

改めて関係職員に一連の事務取扱等々について指導し、今後に向けての再発防止に努めてまいりたいと考えております。

議会の主な動き

十二月

- 2日 三者合同研修会（田村副議長）
- 9日 議会運営委員会
- 13日 第4回積丹町議会定例会（第1日目）
- 14日 第4回積丹町議会定例会（第2日目）
- 15日 第4回積丹町議会定例会（第3日目）
- 〳日 決算審査特別委員会（第1日目）
- 16日 決算審査特別委員会（第2日目）
- 〳日 第4回積丹町議会定例会（第4日目）

一月

- 4日 東しゃこたん漁業協同組合初セリ 古平町（田村副議長）
- 5日 積丹救難所出初式（海田議員）
- 7日 消防出初式（田村副議長、佐藤（晃）議員、笹山議員、岩本議員、海田議員、葛西議員、山本議員）
- 8日 積丹町成人式（田村副議長、佐藤（晃）議員、笹山議員、岩本議員、海田議員、葛西議員、山本議員、松尾議員）
- 12日 美国救難所出初式（田村副議長）
- 17日 議会全員協議会
- 27日 平成28年度積丹町功労者表彰式（田村副議長、佐藤（晃）議員、笹山議員、岩本議員、海田議員、葛西議員、松尾議員）

二月

- 9日 議会運営委員会
- 〳日 第1回積丹町議会臨時会
- 〳日 産業建設常任委員会
- 〳日 総務文教常任委員会

議 会 一 口 大 目

議員の発意による発言の取消し又は訂正

議会の会議で行う発言については、発言者は、その内容に責任を持たなければならない。このために、発言後にその発言を取り消したり訂正したりすることは、原則として許されないものである。

しかし、その発言が、不必要な発言であったり、思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり、訂正を認めないでその発言について全ての責任をとれることは苛酷に過ぎる。そこで、このような場合には、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができることを会議規則で定めている。

この場合の取消し、訂正は、その会期中に限られ、訂正は字句に限り、発言の趣旨を変更することはできない。

10日 第1回北しりべし廃棄物処理広域連合議会定例会 小樽市
（田村副議長）

16日 後志町村議会議長会定期総会及び行政懇談会 札幌市
（田村副議長） 17日まで

21日 広報編集特別委員会

(H28年12月～H29年2月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	年月日
佐藤盛男	松尾大樹	山本俊三	葛西敏夫	海田一時	岩本幹兒	笹山義治	佐藤晃	田村雄一	項目	
×	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	H28.12.9
×	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(一日目)	H28.12.13
×	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(二日目)	H28.12.14
×	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(三日目)	H28.12.15
×	○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(一日目)	H28.12.15
×	○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(二日目)	H28.12.16
×	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(四日目)	H28.12.16
×	○	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会	H29.1.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	H29.2.9
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回臨時会	H29.2.9
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	H29.2.9
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	H29.2.9
○	○	○	○	○	○	○	○	○	広報編集特別委員会	H29.2.21



編集後記

今年の冬は、暖かかったり寒かったりと気温の変動が激しく、体調管理が大変でしたが、雪は例年より少なく少しは楽をさせていただきました。

といいながらも、もう3月です。卒業式をむかえ就職する方、4月には新しく学校に入学する児童、生徒、学生などそれぞれの旅立ちの季節となります。嬉しくもあり、寂しくもある季節ですが皆さんの新たな旅立ちをお祝いしたいと思います。

(俊)

しゃこたん夢あかり
(H29.2.11)

委員長 葛西敏夫
副委員長 笹山義治
委員 田村雄一
佐藤俊三
山本俊三